



2026 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 アルビス株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 和男
(コード番号：7475 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 藤井 秀亮
(TEL. 0766-56-7223)

株式会社ライフコーポレーションによる当社株式に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社ライフコーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社株式を非公開化することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社ライフコーポレーション	
(2) 所 在 地	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目 2 番 22 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 岩崎 高治	
(4) 事業内容	食料品、生活関連用品及び衣料品等の総合小売業等	
(5) 資本金	100 億 4 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1956 年 10 月 24 日	
(7) 大株主及び持株比率 (2026 年 2 月 28 日現在) (注 1)	三菱商事株式会社	24.37%
	清信興産株式会社	12.42%
	公益財団法人ライフスポーツ財団	7.45%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.21%
	ライフ共栄会	5.42%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.67%
	住友生命保険相互会社	1.70%
	清水 久子	1.62%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.44%
(8) 当社と公開買付者の関係	三菱食品株式会社	1.17%

資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 100 株（所有割合（注 2）：0.00%）を直接保有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

（注 1）「大株主及び持株比率（2026 年 2 月 28 日現在）」は、公開買付者が 2026 年 5 月 26 日に提出した第 71 期有価証券報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

（注 2）「所有割合」とは、当社が 2026 年 7 月 31 日に公表した「2027 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（9,255,926 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（900,617 株）を控除した株式数（8,355,309 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

2. 買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026 年 9 月 9 日から 2026 年 11 月 10 日まで（40 営業日）
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金 3,780 円
買付予定数の下限	4,171,200（株）（注 1）
買付予定数の上限	—（株）

（注 1）買付予定数の下限は、（i）本基準株式数（8,355,309 株）に係る議決権の数である 83,553 個に 3 分の 2 を乗じて得られる数（55,702 個）から、（ii）当社の筆頭株主である三菱商事株式会社（以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する本不応募合意株式（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（2）意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に係る議決権の数（13,884 個）、（iii）公開買付者が所有する当社株式（100 株）に係る議決権の数（1 個）及び（iv）当社の取締役及び執行役員に対して譲渡制限付株式報酬として付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）

（10,575 株）に係る議決権の数（105 個）を控除した（注 2）議決権の数（41,712 個）に当社の単元株式数（100 株）を乗じた株式数としております。買付予定数の下限（4,171,200 株）について買付け等を行った場合における当該買付け等後の株券等所有割合（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいい、同条第 1 項第 1 号に規定する特別関係者の株券等所有割合を加算したもの）をいいます。）は 66.62%（小数点以下第三位を四捨五入）となりますが、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができない本譲渡制限付株式 10,575 株を加算すると 66.74%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。なお、本日現在における当社の単元未満株式の数が判明していないため、同日現在の当社の総株主等の議決権の数は確認できておりません。そのため、上記株券等所有割合の計算においては、当社が 2026 年 6 月 17 日に提出した第 59 期有価証券報告書に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数（83,457 個）を分母として用いております（なお、同日現在の公開買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権はありません）。

（注 2）本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができません。他方で、当社は、本日開催の取締役会において、本譲渡制限付株式を所有する取締役 3 名を含む、決議に参加した 5 名の取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しており、併せて、本譲渡制限付株式を保有する取締役 3 名及び取締役を兼務しない執行役員 3 名から、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）におい

て、本スクイーズアウト手続（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」において定義します。）に関連する各議案に賛成の議決権を行使する意向である旨を確認していることから、公開買付者は、買付予定数の下限を考慮するにあたり、当該本譲渡制限付株式に係る議決権の数（105 個）を控除しているとのことです。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している株式会社とのことです。本日現在、公開買付者は、公開買付者、連結子会社1社、非連結子会社3社（2026年4月30日付で子会社化した株式会社ワールドデリカ、及び休業中の子会社1社を含みます。）、及び関連会社2社で構成された企業グループ（以下「公開買付者グループ」といいます。）を形成しているとのことです。公開買付者グループは、食料品の販売を中心に生活関連用品及び衣料品等の総合小売業を主たる事業として営むほか、クレジットカード事業、損害保険代理業、教育事業及び配送事業を行っているとのことです。

公開買付者は、2026年9月8日開催の取締役会において、当社の株主を公開買付者と公開買付者の筆頭株主である本不応募合意株主のみとし、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を非公開化することを目的として、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。なお、公開買付者は、本日現在、当社株式を100株（所有割合：0.00%）所有しているとのことです（注1）。

（注1）公開買付者は、当社に対して株主名簿の閲覧謄写請求を行うことを目的として、2026年9月1日を取得日として、当社株式を当社の従業員から相対取引により1株につき2,525円で取得しているとのことです。

公開買付者は、2026年9月8日付で、当社の筆頭株主である本不応募合意株主（所有株数：1,388,440株、所有割合：16.62%）との間で本公開買付けへの不応募に関する契約（以下「本不応募合意契約」といいます。）及び当社の組織・運営等に関する株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しており、本不応募合意契約において本不応募合意株主が所有する当社株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、及び、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）に関連する各議案に賛成する旨等を合意しているとのことです。本不応募合意契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本取引は、①本公開買付け、及び②公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合に、会社法（平成17年

法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。) 第 180 条に基づき当社が行う株式併合 (以下「本株式併合」といいます。) を通じて、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための手続 (以下「本スクイーズアウト手続」といいます。) から構成されるということです。これらの取引の結果、最終的に、公開買付者 (所有割合 : 83.38%) 及び本不応募合意株主 (所有割合 : 16.62%) のみが当社の株主となり、公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを企図しているということです。

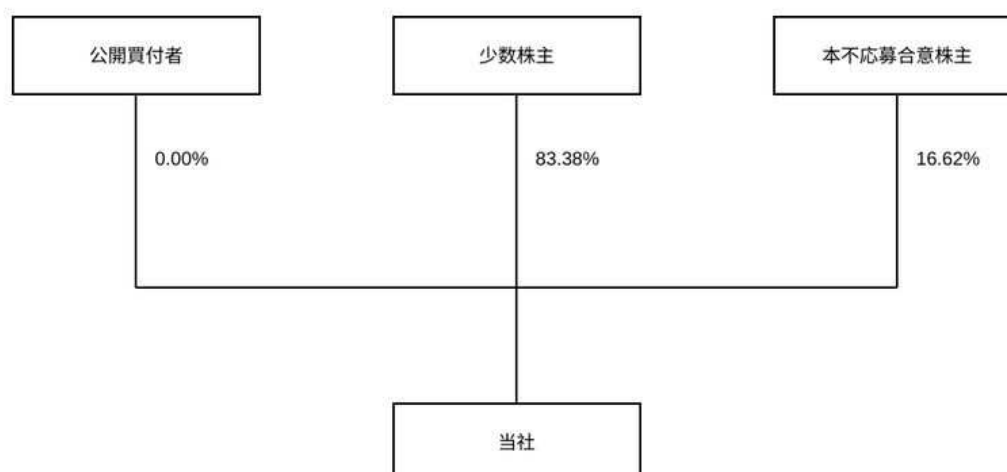
公開買付者は、当社を連結子会社とすることを目的として、当社株式の非公開化を企図していることから、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等 (以下に定義します。以下同じです。) の総数が下記の買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うということです。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて 4,171,200 株 (所有割合 : 49.92%) を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないということです。

買付予定数の下限 (4,171,200 株) は、本スクイーズアウト手続の一環として本株式併合を実施するに当たり、当社において会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会の特別決議に必要となる議決権の数を確保することができるよう設定したものとということです。具体的には、本基準株式数 (8,355,309 株) に係る議決権の数である 83,553 個に 3 分の 2 を乗じて得られる数 (55,702 個) から、当社の筆頭株主である本不応募合意株主が所有する本不応募合意株式 (1,388,440 株) に係る議決権の数 (13,884 個)、公開買付者が所有する当社株式 (100 株) に係る議決権の数 (1 個) 及び本譲渡制限付株式 (10,575 株) に係る議決権の数 (105 個) を控除した議決権の数 (41,712 個) に、当社の単元株式数 (100 株) を乗じた株式数としているということです。これは、本公開買付けにより公開買付者が取得する議決権の数に、本不応募合意株主が所有する議決権の数、公開買付者が所有する議決権の数及び本譲渡制限付株式に係る議決権の数を加算することにより、当該特別決議の成立要件を満たすことができるよう設定したものとということです。なお、本不応募合意株主は、本不応募合意契約において、本臨時株主総会において上程される本株式併合に関する議案に対して賛成の議決権を行使することを合意しているということです。また、公開買付者は、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役及び執行役員から、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する議案に賛成の議決権を行使する意向である旨を確認しているということです。

なお、本取引の概要は、大要以下のとおりということです。

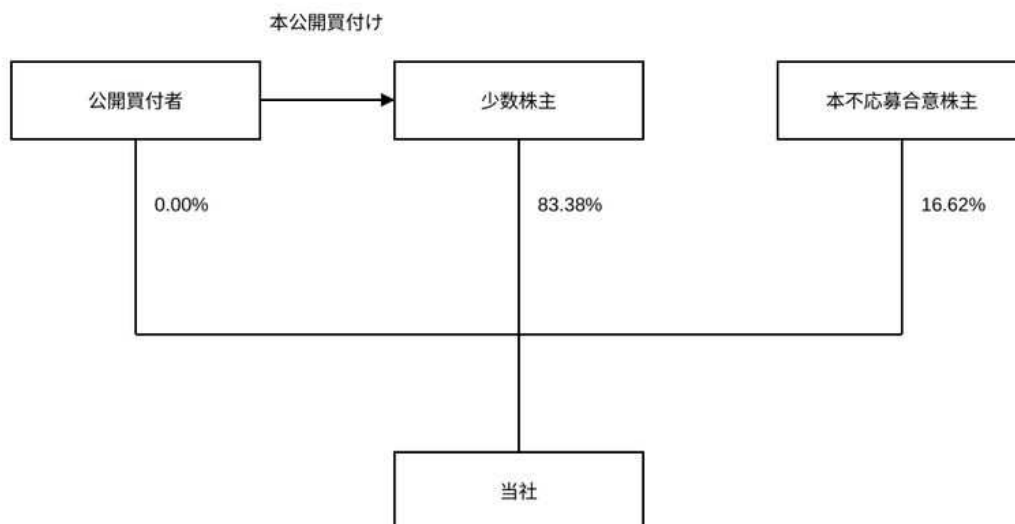
(i) 本公開買付けの実施前 (現状)

本日現在、当社株式については、本不応募合意株主が 1,388,440 株 (所有割合 : 16.62%) を、公開買付者が 100 株 (所有割合 : 0.00%) を、その他の株主が残りの株式を所有しているということです。



(ii) 本公開買付け（2026 年 9 月 9 日から 2026 年 11 月 10 日（予定））

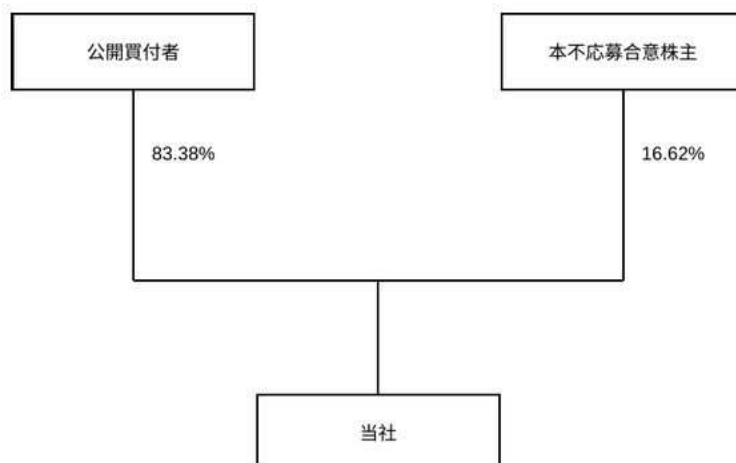
公開買付者は、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施し、本不応募合意株主は、本不応募合意契約に基づき、本不応募合意株式を本公開買付けに応募しないとのことです。



(iii) 本株式併合の実施後（2027 年 1 月下旬頃（予定））

公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための手続を実施するとのことです。

最終的に、公開買付者（所有割合：83.38%）及び本不応募合意株主（所有割合：16.62%）のみが当社の株主となる予定とのことです。



本取引後、当社は公開買付者の連結子会社となり、本不応募合意株主は引き続き当社の株主として当社株式を保有するとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1956年に設立され、食料品の国内販売を開始したとのことです。その後、1961年にスーパーマーケット1号店を開設し、1984年に東京証券取引所・大阪証券取引所第1部（現・東京証券取引所プライム市場）に上場し、現在は、営業収益約8,813億円と、国内有数の食品スーパーマーケットチェーンと認識しているとのことです。人口集中エリアである首都圏・近畿圏を主な商圏とし、2026年7月末時点で322店舗（首都圏149店舗・近畿圏173店舗）を展開しているとのことです。

公開買付者グループは、公開買付者及び連結子会社1社、非連結子会社3社並びに関連会社2社により構成されており、食料品の販売を中心に生活関連用品及び衣料品等の総合小売業を主たる事業として営むほか、クレジットカード事業、損害保険代理業、教育事業及び配送事業を行っているとのことです。中核である小売事業では、公開買付者が食料品の販売を中心とする総合小売業を首都圏・近畿圏で営んでいるとのことです。その他の事業として、連結子会社の株式会社ライフフィナンシャルサービスがクレジットカード及び電子マネーの発行運營業務を、関連会社の株式会社ライフホームデリバリーがネットスーパー事業及び来店宅配事業の個人宅への配送業務を行っているとのことです。

公開買付者としては、スーパーマーケット事業を取り巻く環境について、少子高齢化・人口減少、人件費・物件費の上昇といった構造的課題に加え、スーパーマーケット企業間のみならずドラッグストアやディスカウントストアとの業態を超えた競争が激化しているものと認識しているとのことです。こうした中で、更なる収益性の向上や事業基盤の強化、AI/IT活用を含めた生産性の向上等、成長に向けた新たな施策の重要性が一層高まっているものと考えているとのことです。

これらの環境認識のもと、公開買付者は2026年度までの中期経営計画（2023年4月10日公表）において、「つながり」をキーワードに「人への投資」、「同質化競争からの脱却」、「持続可能で豊かな社会の実現への貢献」を主要テーマに掲げ、その先の「2030年度に目指す姿」として「売上高1兆円、経常利益350億円、当期純利益220億円、店舗数400店」を目標としているとのことです。当該目標の達成に向けては、既存の事業展開エリアにおける取組に加えて、M&A（特にスーパーマーケット及び食品製造や調達機能の強化に資する川上領域）を含む新たな成長機会の獲得も重要な経営課題であると認識しているとのことです。

一方、当社は、1968年に富山県射水市において設立され、食品スーパーマーケット事業を開始いたしました。また、当社株式については、1995年に名古屋証券取引所市場第二部に上場後、2014年に東京証券取引所市場第二部に上場し、2014年に名古屋証券取引所の上場廃止、2015年に東京証券取引所市場第一部に上場、その後、2022年の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場に移行しております。

当社は、本日現在、当社、連結子会社2社及び非連結子会社4社からなる企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）により構成されており、1968年の当社設立以降、食品スーパーマーケット事業を行っております。当社グループでは、惣菜品の製造、精肉加工及び海産物加工、豆腐商品類の製造、リサイクル等の食品スーパーマーケットを補完する事業も行っております。

当社グループは、「食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します」という企業理念のもと、「より新鮮でより美味しく安全な商品をお値打ち価格でお届けします」を経営理念として掲げ、「食」の楽しみや喜びを通じて、健康で豊かな地域社会の実現に貢献し、お客さまの期待を裏切ることのない品質と価格を追求しております。

当社としては、スーパーマーケット事業を取り巻く環境について、物価高の継続、消費者の節約志向、業態業種を超えた競争の激化や人件費・物流費をはじめ各種コストの上昇等、依然として厳しい経営環境が続くと考えております。

このような状況の中、当社グループは、10年後（2034年）のありたい姿「笑顔あふれる幸せな食卓と健康をサポートし、地域と共に成長する価値創造企業」の実現に向け、2026年度までの第四次中期経営計画（2024年4月30日公表）の経営方針として「私のお店と言ってもらえるアルビスファンを増やす」を掲げております。第四次中期経営計画では、従業員の成長を基盤とし、事業を通じて社会価値を向上させることが経済価値を生み出すことに繋がり、その結果として当社グループの企業価値が高まるとの考えのもと、以下の各施策に取り組んでおります。

- (a) 商品：お客さまを笑顔にする商品の提供
- ＜商品戦略＞
 - 商品開発の強化（同質化競争からの脱却）
 - 購買頻度の高い商品への価格対応
 - あるべき品揃えの実現
 - ＜デジタルマーケティングの推進＞
 - One to One マーケティングの実施
 - アルビス公式アプリ、LINE ミニアプリの活用
- (b) 店舗：お客さまが楽しく快適に買い物できる店づくり
- ＜サービスレベルの向上＞
 - 顧客満足度（CS）の向上
 - 利便性の向上
 - 品質レベルの向上
 - ＜新規事業の検討＞
 - 新規事業・店舗開発
- (c) 人的資本：働きがい、やりがいを感じられる職場環境の実現
- ＜人材育成＞
 - 高度人材の育成
 - 若手社員の教育・育成
 - 成長・挑戦できる環境整備
 - ＜働きやすい環境の整備＞
 - 労働時間の適正化
 - 心理的な安全性の高い組織づくり
 - ＜人材採用＞
 - 中途採用の強化
 - 採用の多様化
- (d) システム：持続的な成長に向けた業務基盤の強化
- ＜店舗オペレーション標準化による生産性の向上＞
 - 作業の標準化・効率化
 - デジタルを活用した店舗オペレーションの見直し
 - ＜システム投資＞
 - 次世代システムの検討
 - ＜サプライチェーン全体の最適化＞
 - 物流の効率化と納品品質の向上
 - プロセスセンター（注１）の再構築
 - 商品調達網の整備
- (e) 社会・地域：事業を通じた地域社会の課題解決
- ＜社会・地域への取り組み＞
 - 地域活性化の取り組み
 - 買い物機会の提供
 - ＜環境への取り組み＞
 - 3R+Renewable 活動への取り組み
 - GHG（温室効果ガス）排出量削減への取り組み

(注1) 各店舗で提供・販売される商品の製造・加工を集約的に行う施設を指します。

このように、公開買付者や当社を取り巻く経営環境が変化していく中で、公開買付者は、両社が中長期的に事業基盤を拡大し、更なる成長を実現していくためには、本取引により、当社を公開買付者の連結子会社とした上で、当社が長年にわたり北陸地域において培ってきた地域密着の店舗運営、生鮮食品の強み及びお客さまからの高い信頼を尊重しつつ、公開買付者が有する経営資源を活用しながら、首都圏・近畿圏に加え、北陸・中京エリアにおいても競争優位性を発揮できる事業構築を目指すことが、双方の持続的成長及び企業価値向上に資するものと考えているとのことです。また、本取引後も当社の株主として残存する本不応募合意株主とも連携を図りながら、当社の企業価値向上に取り組んでいくとのことです。

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とし、かつ当社株式を非公開化することにより、具体的には、以下のシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。なお、本不応募合意株主は、人材派遣その他の方法により、公開買付者と当社との以下のシナジーの創出を支援することを予定しているとのことです。

(i) 出店・M&A

公開買付者の店舗開発機能・ノウハウを、人材交流等を通じて当社と共有し、当社の店舗開発機能の強化に取り組むとともに、M&Aを含む店舗網の拡大に関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(ii) 商品・データ活用等

公開買付者が有するプライベートブランド (PB) 商品及び独自商品と、当社が持つ商品群をお客さまのニーズに応じて相互に活用し、商品ラインナップの拡充と品質・価格競争力の向上を図ることに関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。加えて、公開買付者が有する購買データ活用及び個店分析ノウハウの共有を進めることにより、商品ラインナップの最適化を通じた収益力向上に関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。そのほか、市場ニーズや事業性を見極めたうえで、必要に応じて、公開買付者が有するネットスーパー事業運営ノウハウを当社に提供し、ネットスーパー事業の拡大を支援することにより、新たな販売機会の創出及び顧客基盤の拡大に関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(iii) 共同調達・共同仕入、製造機能等

商品・消耗品・資材等について共同で仕入・調達を行うことにより、取引ボリュームの拡大を通じた取引条件の改善を検討していくとのことです。また、物流センター及びプロセスセンター運営のノウハウを共有し、配送、生産効率の向上を図ることに関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(iv) 販促・マーケティング機能

公開買付者の顧客データに基づく販促ノウハウを共有し、販促効率の向上と費用対効果の改善を図っていくとのことです。また、公開買付者の自社カード (ハウスカード/決済・ポイント基盤) の知見も活用しながら、決済関連コストの最適化や顧客接点の強化について、シナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(v) システム・デジタル基盤

将来的なシステムの統一・共通化も含め、システムコストの低減と運用効率の向上を検討していくとのことです。また、公開買付者が進める AI/IT 活用の取り組みの横展開を図ることに関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(vi) 店舗投資

公開買付者の店舗建設に関するノウハウを共有するとともに、什器・建設資材等の共同調達を行うことにより、店舗投資に係る調達条件の改善及び投資効率の向上を図ることに関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(vii) コーポレート機能

財務経理・人事労務・総務・法務等の間接・管理機能について、ノウハウの共有を進めるとともに、システム共通化等の可能性も検討し、生産性・業務品質の向上を図ることに関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

(viii) 人材育成

両社間の人材交流を通じて、商品開発、店舗運営、データ活用及びコーポレート機能等に関するノウハウの共有を進めるとともに、両社の人材育成を図ることに関するシナジーの創出が期待できると考えているとのことです。

上記背景、目的及び期待するシナジーを総合的に勘案し、公開買付者は、両社のより一層の企業価値向上を実現するためには、当社株式を非公開化した上で、公開買付者の連結子会社とすることにより、当社との連携を一層深化させ、経営資源の最適配分と相互協力を推進することが必要であると判断したとのことです。

公開買付者が本取引による当社株式の非公開化を選択するに至ったのは、公開買付者が企図する商品開発、調達、物流、システム及び人材面における協業施策の実現には、全社的な連携が必要であることに加え、システム・物流製造拠点・人材への投資等について一定の投資負担や一時的な業績影響が生じ得るところ、これらの施策を中長期的な観点から機動的に実施する必要があるためとのことです。公開買付者は、当社の上場を維持したままの資本提携等では、少数株主との利益相反や短期的な市場評価への配慮から、これらの施策の実行に一定の制約が生じ得ると考えているとのことです。また、合弁等の部分的な提携では、全社的なシナジーの実現が限定的となることも踏まえ、当社の中長期的な企業価値向上を最大化するためには、当社株式を非公開化し、資本関係を通じて一体的な経営を可能とし、中長期的視点に立った施策を柔軟かつ機動的に実行できる環境を整えることが必要であると判断したとのことです。

なお、当社株式が非公開化されることによる一般的なデメリットとして、エクイティ・ファイナンスを通じた資金調達手段が制約されることや、上場会社としての知名度・ブランド力の維持に一定の影響が生じる可能性があることと認識しているとのことです。もっとも、本取引においては、非公開化後も公開買付者グループを通じた資金調達が可能であることや、公開買付者グループ及び当社は既に一定の社会的信用力及び事業基盤を有していることから、これらのデメリットは限定的であり、本取引による企業価値向上効果がこれを上回るものと考えているとのことです。また、当社と資本関係がある取引先は主に商品購入先（卸・メーカー）及び金融機関であり、資本関係の有無によって取引条件その他の取引関係に重要な影響が生じるものではないと認識しているとのことです。したがって、取引先との資本関係が解消されることによる特段のデメリットは想定していないとのことです。

公開買付者は、新規出店コストの上昇等の事業環境を踏まえ、M&Aを重要な成長戦略の一つと位置付けているとのことです。2025年11月中旬、公開買付者と公開買付者の筆頭株主である本不応募合意株主の間で、公開買付者の企業価値向上施策についての意見交換を行った際に、公開買付者より本不応募合意株主に対し、公開買付者と当社の協業可能性について初期的な提案を行い、両社の協業により期待されるシナジーや、公開買付者による当社への経営参画の意義等について意見交換を開始したとのことです。同月中旬、本不応募合意株主が、当社に対し、公開買付者から上記提案を受けた旨を共有した際、当社から、本不応募合意株主による当社に対する支援の継続を希望する旨の意向が示されたとのことです。そこで、本不応募合意株主は、同月中旬、当該意向を公開買付者に共有し、両社間で当社との連携

のあり方について意見交換を行ったとのことです。その結果、公開買付者は、本不応募合意株主が当社に対する取締役を含む人員派遣を通じて、長年にわたり当社の企業価値向上に寄与してきたこと、食品流通分野における知見及びネットワークを有することから、本不応募合意株主が本取引後も当社の株主として引き続き関与することにより、これらの知見、ネットワーク及び経営支援機能を継続的に活用することが可能となると考えたとのことです。これを踏まえ、公開買付者は、当社を完全子会社化するのではなく、本不応募合意株主が引き続き株主として残存するストラクチャーを前提として本取引を検討することが適切であると判断したとのことです。このような経緯を踏まえ、本不応募合意株主は、2026年2月27日、当社に対し、本不応募合意株主の継続保有を前提とする公開買付者による経営参画及び本取引に関する初期的なアイデアの提示並びに公開買付者との協議開始を打診したとのことです。これを受けて、2026年4月14日、公開買付者、当社及び本不応募合意株主の3社による協議を開始し、同日以降、本格的な検討を進めてきたとのことです。その後、公開買付者及び当社のトップ面談を通じて、本取引の意義・目的、本取引により見込まれるシナジー、本取引のスキーム等の本取引の主要項目について検討の具体化が進んだ2026年5月20日、公開買付者は、本取引に関する検討体制を整備するため、公開買付者、当社及び本不応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして柳田国際法律事務所をそれぞれ選任し、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。その上で、公開買付者及び本不応募合意株主は、2026年6月22日、当社に対し、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続により当社株式を非公開化することを目的とする本取引について、法的拘束力のない意向表明を行うとともに、本取引の背景や意義、本取引実施後の成長戦略を記載した意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出したとのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本意向表明書において、当社に対し、交渉内容に関する条件等は提示していないとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの実現可能性の精査のため、2026年6月下旬から同年8月上旬まで当社に対してデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）を実施するとともに、これと並行して、当社との間で、本取引により見込まれるシナジー等に関する意見交換を行い、また、本特別委員会（下記「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」において定義します。以下同じです。）から、本取引の意義・目的、本取引により見込まれるシナジー等に関するインタビューを受けたとのことです。具体的には、以下のとおりとのことです。

公開買付者は、本特別委員会を通じて、2026年7月8日に、当社から、本取引を実施する目的・理由、本取引によって見込まれるメリット・デメリット、本取引後の経営方針・ガバナンス、本取引のストラクチャー、スケジュール及び資金調達等に関する質問事項を、本不応募合意株主は、同日、当社から、本取引を実施する目的・理由、本取引において当社株主として残存するメリット・デメリット、本取引後の経営方針・ガバナンス等に関する質問事項を、それぞれ書面により受領したとのことです。公開買付者は、2026年7月17日、当社に対し、書面により回答した上で、2026年7月22日に当社からインタビューを、本不応募合意株主は、2026年7月29日、当社に対し、書面により回答した上で、2026年7月30日に当社からのインタビューを、それぞれ実施し、当該質問事項に対する回答及び説明、並びに、質疑応答を行ったとのことです。

また、公開買付者は、当社及び本特別委員会との間で、本取引のスキーム及び本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関して複数回にわたる協議・交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、以下のとおりとのことです。

本公開買付価格については、本デュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社が2027年3月期の中間配当及び期末配当を無配とすることを前提として、公開買付者は、当社に対し、2026年8月10日に、本公開買付価格を3,330円（2026年8月7日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,468円に対して34.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,561円（円未満を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して30.03%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,493円に対して33.57%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,555円に対して30.33%のプレミアムを加えた価格）とする第1回提案を行ったとのことです。これに

対し、公開買付者は、2026年8月13日に、当社より、本公開買付価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み到底受け入れられない水準であるとして本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。かかる要請を踏まえて、公開買付者は、当社に対し、2026年8月17日に、本公開買付価格を3,530円（2026年8月17日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,527円に対して39.69%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,553円に対して38.27%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,494円に対して41.54%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,546円に対して38.65%のプレミアムを加えた価格）とする第2回提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、2026年8月19日に、当社より、本公開買付価格は、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み到底受け入れられない水準であるとして本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。かかる要請を踏まえて、公開買付者は、当社に対し、2026年8月25日に、本公開買付価格を3,680円（2026年8月24日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,549円に対して44.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,534円に対して45.22%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,501円に対して47.14%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,539円に対して44.94%のプレミアムを加えた価格）とする第3回提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、2026年8月26日に、当社より、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（本提案価格のプレミアムが当該実例における中央値や平均値を下回っていること）、本提案価格に対するPBR水準を総合的に勘案した結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み未だ受け入れられない水準であるとして本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。かかる要請を踏まえて、公開買付者は、当社に対し、2026年9月1日に、本公開買付価格を3,760円（2026年8月31日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,525円に対して48.91%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,513円に対して49.62%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,508円に対して49.92%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,534円に対して48.38%のプレミアムを加えた価格）とする第4回提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、2026年9月2日に、当社より、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（本提案価格のプレミアムが当該実例における中央値や平均値を引き続き下回っていること）、本提案価格に対するPBR水準を総合的に勘案した結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み受け入れられない水準であるとして本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。かかる要請を踏まえて、公開買付者は、当社に対し、2026年9月4日に、本公開買付価格を3,780円（2026年9月3日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,501円に対して51.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,514円に対して50.36%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,514円に対して50.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,530円に対して49.41%のプレミアムを加えた価格）とする最終提案を行ったとのことです。これに対し、公開買付者は、2026年9月4日に、当社より、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（本提案価格のプレミアムが当該実例における中央値に近い水準であること）、本提案価格に対するPBR水準を総合的に勘案した結果、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に対して一定程度配慮した水準であると評価できるものの、改めて当社の企業価値及び一般株主の利益保護に対して最大限配慮いただきたいとの意見が示されたとして本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。かかる要請を踏まえて、公開買付者は、当社に対し、2026年9月7日に、本公開買付価格を3,780円（2026年9月4日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,521円に対して49.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,516円に対して50.24%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,516円に対して50.24%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,529円に対して49.47%のプレミアムを加えた価格）とする最終提案を行ったとのことです。その結果、当社より、最終的な意思決定は

当社の取締役会を経てなされるという前提の下、当該提案を応諾する旨の回答を受け、本公開買付価格を3,780円とすることで当社と合意に至ったとのことです。

なお、公開買付者は、本意向表明書の提出以降、本応募合意株主との間で、本応募合意契約及び本株主間契約の締結に向けた協議を複数回行い、かかる当社との本公開買付価格の協議・交渉の結果を踏まえ、2026年9月8日付で本応募合意契約及び本株主間契約を締結するに至ったとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年9月8日、本取引の一環として、本公開買付価格を3,780円として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

③ 当社における意思決定に至る過程及び理由

(i) 検討体制の構築の経緯

当社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、依然として厳しい経営環境の下において、当社として企業価値の向上に向けた様々な経営戦略の検討を進めてまいりました。

このような状況の中、当社は、2026年2月27日、本応募合意株主より、本応募合意株主の継続保有を前提とした公開買付者による経営参画及び本取引に関する初期的なアイデアの提示並びに公開買付者との協議開始の打診を受けました。これを踏まえ、2026年4月14日に当社、公開買付者、及び本応募合意株主の3社での協議を開始し、当社は、公開買付者との間で本格的に検討を進めて参りました。

その後、当社は、公開買付者及び本応募合意株主より、2026年6月22日に本意向表明書を受領しました。これを受け、当社は、2026年6月23日に、公開買付者、本応募合意株主及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。

さらに、当社は、2026年6月23日開催の当社取締役会における決議により、加世多達也氏（当社独立社外取締役）、松村篤樹氏（当社独立社外取締役、あおぞら経営株式会社代表取締役、あおぞら経営税理士法人代表社員、公認会計士・税理士）及び山口敏彦氏（当社独立社外監査役、山口法律事務所、弁護士）の3名によって構成される、公開買付者、本応募合意株主及び当社から独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、本取引における手続の公正性、取引条件の妥当性等について諮問いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、具体的な諮問事項、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。なお、当社取締役全6名のうち日笠亮氏（以下「日笠氏」といいます。）は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、当該取締役会における審議及び決議には参加していません。加えて、当社監査役3名のうち、樋尾亜佐子氏（以下「樋尾氏」といいます。）も、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、当該取締役会における審議には参加していません。また、当社は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。さらに、当社は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、本意向表明書の受領以降は公開買付者、本応募合意株主及び当社から独立した立場で本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、上記体制を整備した後、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、SMB C日興証券及び大江橋法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性等に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行いました。具体的には、当社は、本特別委員会を通じて、2026年7月8日に、公開買付者に対して本取引を実施する目的・理由、本取引によって見込まれるメリット・デメリット、本取引後の経営方針・ガバナンス、本取引のストラクチャー、スケジュール及び資金調達等に関する質問事項を、本不応募合意株主に対して本取引を実施する目的・理由、本取引において当社株主として残存するメリット・デメリット、本取引後の経営方針・ガバナンス等に関する質問事項をそれぞれ書面により送付の上、2026年7月17日に公開買付者から書面による回答を受領した上で、2026年7月22日に公開買付者に対するインタビューを、2026年7月29日に本不応募合意株主から書面による回答を受領した上で、2026年7月30日に本不応募合意株主に対するインタビューを実施し、当該質問事項に対する回答及び説明を受け、質疑応答を行いました。

また、当社及び本特別委員会は、2026年8月10日以降、公開買付者との間で、本公開買付価格に関して複数回にわたる協議・交渉を重ねてまいりました。具体的には、当社及び本特別委員会は2026年8月10日、公開買付者より、本デュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社が2027年3月期の中間配当及び期末配当を無配とすることを前提として、本公開買付価格を3,330円（2026年8月7日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,468円に対して34.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,561円に対して30.03%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,493円に対して33.57%、過去6ヶ月間の終値単純平均2,555円に対して30.33%のプレミアムを加えた価格）とする第1回提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、SMB C日興証券及び大江橋法律事務所の助言を受けながら、慎重に協議・検討を行った結果、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み到底受け入れられない水準であると判断したことから、2026年8月13日、公開買付者に対して、本公開買付価格を再検討することを要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は2026年8月17日、公開買付者より、本公開買付価格を3,530円（2026年8月17日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,527円に対して39.69%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,553円に対して38.27%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,494円に対して41.54%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,546円に対して38.65%のプレミアムを加えた価格）とする第2回提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、SMB C日興証券及び大江橋法律事務所の助言を受けながら、慎重に協議・検討を行った結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み到底受け入れられない水準であると判断したことから、2026年8月19日、公開買付者に対して、本公開買付価格を再検討することを要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は2026年8月25日、公開買付者より、本公開買付価格を3,680円（2026年8月24日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,549円に対して44.37%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,534円に対して45.22%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,501円に対して47.14%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,539円に対して44.94%のプレミアムを加えた価格）とする第3回提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（本提案価格のプレミアムが当該実例における中央値や平均値を下回っていること）、本提案価格に対するPBR水準を総合的に勘案した結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み未だ受け入れられない水準であると判断したことから、2026年8月26日、公開買付者に対して、本公開買付価格を再検討することを要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は2026年9月1日、公開買付者より、本公開買付価格を3,760円（2026年8月31日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,525円に対して48.91%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,513円に対して49.62%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,508円に対して49.92%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,534円に対して48.38%のプレミアムを加えた価格）と

する第4回提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（本提案価格のプレミアムが当該実例における中央値や平均値を引き続き下回っていること）、本提案価格に対するPBR水準を総合的に勘案した結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み受け入れられない水準であると判断したことから、2026年9月2日、公開買付者に対して、本公開買付価格を再検討することを要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は2026年9月4日、公開買付者より、本公開買付価格を3,780円（2026年9月3日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,501円に対して51.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,514円に対して50.36%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,514円に対して50.36%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,530円に対して49.41%のプレミアムを加えた価格）とする最終提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（本提案価格のプレミアムが当該実例における中央値に近い水準であること）、本提案価格に対するPBR水準を総合的に勘案した結果、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に対して一定程度配慮した水準であると評価できるものの、改めて当社の企業価値及び一般株主の利益保護に対して最大限配慮いただきたいと判断したことから、2026年9月4日、公開買付者に対して、本公開買付価格を再検討することを要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は2026年9月7日、公開買付者より、本公開買付価格を3,780円（2026年9月4日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,521円に対して49.94%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,516円に対して50.24%、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,516円に対して50.24%、過去6ヶ月間の終値単純平均値2,529円に対して49.47%のプレミアムを加えた価格）とする最終提案を受けました。これに対して、当社及び本特別委員会は、当該提案価格は、一般株主保護の観点でも妥当な水準にあると考えられることから、2026年9月7日、公開買付者に対し、当該提案価格で応諾する判断をした旨を回答いたしました。

（iii）判断の内容

以上の経緯の下で、当社は、本日開催の取締役会において、SMB C日興証券及び大江橋法律事務所からの助言並びに2026年9月7日付でSMB C日興証券より受領した当社株式の株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会が2026年9月7日付で当社に対して提出した答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正・妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。その結果、当社は、以下の観点を踏まえると、本取引を通じて当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至りました。

（a）商品力の強化及び調達力の強化

当社は、公開買付者が有する商品開発力及びプライベートブランド（PB）の商品群と、当社が地域のお客さまとともに育んできた商品群を相互に活用することにより、商品ラインナップの拡充及び商品競争力の向上が期待できるものと考えております。また、上記の通り、物価高の継続や人件費・物流費をはじめ各種コストの上昇等、依然として厳しい経営環境下に置かれておりますが、公開買付者と共同で商品・消耗品・資材等について仕入・調達を行うことで、取引ボリュームの拡大を通じた取引条件の改善（原価低減）を図ることができるとともに、公開買付者の顧客データ活用に基づく販促ノウハウや決済システムについてのノウハウの提供を通じた販促効率の向上・コストの削減等が期待できると考えております。さらに、公開買付者の物流センター及びプロセスセンター運営のノウハウを活用することにより、生産性向上を図ることが可能と考えております。

(b) 戦略的 AI/IT 投資による業務基盤の強化

当社は、第四次中期経営計画において、「システム：持続的な成長に向けた業務基盤の強化」という重点施策を掲げ、取り組んでおります。公開買付者のレジ・在庫・シフト管理等の店舗システムや、AI/IT 活用の取り組み（需要予測・発注最適化・省人化・本部業務効率化等）を活用し、公開買付者と共同で対応することで、当社が単独でこれらの取り組みを推進するよりも、一層の業務効率化及び生産性の向上が可能となり、当社グループの業務基盤の強化を加速させるとともに、持続的な成長に資するものと考えております。

(c) M&A を含む出店体制の強化

当社は、当社の商圏である北陸・中京エリアと、公開買付者の商圏である首都圏・近畿圏とは地理的な重複がなく、相互に補完的な関係にあると考えております。両社の店舗網及びエリア戦略を一体的に運営し、商圏特性に応じて最適な事業フォーマットを展開することにより、より広域（東名阪エリアを中心とする広域）における事業基盤の強化及び地域のお客さまに対する提供価値の拡大が可能であると考えております。加えて、公開買付者の店舗開発機能・ノウハウを活用し、第四次中期経営計画で推進していた中京エリアへの出店機会を追求するとともに、公開買付者が有する M&A に関する知見や実行体制を活用し、M&A を含む成長機会を共同で検討することにより、当社の企業価値の向上につなげることが可能であると考えております。

(d) 人材交流・システム共通化を通じたノウハウの共有等

当社は、当社及び公開買付者間の出向、本不応募合意株主からの当社に対する出向を含む人材交流を通じて、ノウハウの共有や人材育成が期待できると考えております。また、コーポレート機能に関するシステムの共通化等の推進によって、生産性及び業務品質の向上が期待できると考えております。

一方で、当社においては、本取引を通じて当社株式を非公開化することによるデメリットについても検討いたしました。本取引の実行によるデメリットとして、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及びお客さま及び取引先の維持・拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられますが、当社は食品スーパーマーケット業界において、これまでに積み上げた高い知名度・信用を有していると認識しております。したがって、本取引がお客さま及び取引先の維持・拡大に与える影響は限定的であると考えており、また、人材の確保についても、上場会社である公開買付者の連結子会社となることにより、公開買付者が有する知名度や信用力も享受できることも踏まえると、非公開化による影響は限定的であると考えております。

さらに、当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなるものの、公開買付者の資金調達力を鑑みると、エクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は低いと考えております。

以上を踏まえて、当社取締役会は、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回り、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することは、当社の企業価値向上に資するものであると判断いたしました。

さらに、当社は、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格（3,780 円）は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている SMBC 日興証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を大幅に上回っており、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの中央値を大幅に超えていること。

(b) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年 9 月 7 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 2,501 円に対して 51.14%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,524 円に対して 49.76%、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,517 円に対して 50.18%、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,527 円に対して 49.58%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であること。経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2026 年 6 月 12 日までに公表された株式の非公開化を目的とした公開買付けのうち、本取引と類似している事例 88 件（対象者の完全子会社化を企図した事例のうち、公表前営業日時点での買付者の特別関係者を含む所有割合が 20%未満の事例（但し、進行中の事例、不成立となった事例、対象者が賛同・応募推奨をしていない事例並びに連結子会社又は関連会社に対する公開買付け（マネジメント・バイアウトを含む。）及び投資法人（REIT）に対する公開買付けの事例を除きます。）におけるプレミアム水準（公表日の前営業日の終値、公表前 1 ヶ月間、公表前 3 ヶ月間、公表前 6 ヶ月間の終値単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ 47.77%、50.26%、51.08%、53.62%））と比較して、本公開買付価格のプレミアム水準は、相当程度プレミアムが付いていると評価できること。

(c) 本公開買付価格は、当社の 2026 年 6 月 30 日現在の連結簿価純資産から算出した 1 株当たり簿価純資産額（当社が所有する自己株式を除きます。）3,961.32 円を下回っているものの、簿価純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えられること。また、簿価純資産額はそもそも清算価値を示すものではないうえ、仮に当社を清算するとした場合には、清算に伴い、棚卸資産の早期売却による減額、店舗建物やプロセスセンターの解体費用・土壤汚染調査費用等、土地及び建物に係る賃貸借契約等の契約関係の解消に伴う原状回復費用・違約金等、従業員の割増退職金、弁護士等の専門家費用といった損失や追加コストの発生が見込まれるものであり、この点に鑑みると、当社の清算価値は、現実的には連結簿価純資産額と同額で換価されるわけではなく、相当程度に毀損された金額となることが想定されるため（なお、当社としては清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする見積書の取得や具体的な試算等は行っておりません。）、1 株当たり連結簿価純資産額が当社株式の公正価値の最低価格になるという考え方は採用し難く、また、事業の清算を前提とした評価手法を重視することは継続企業である当社の株式価値算定において合理的ではないと考えられること。

以上より、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

④ 公開買付け後の経営方針

本取引後、公開買付者は、当社の経営理念と地域に根ざした事業運営を尊重しつつ、公開買付者と当社が有する経営資源を活用することにより、両社の持続的な成長と企業価値の向上を図る方針とすることです。また、本取引後も当社の株主として継続保有する本不応募合意株主との協力関係を維持しつつ、地域のお客さまからご支持をいただいている当社の店舗は引き続きその屋号を維持することを基本方針としながら、当社の持続的な成長と事業基盤の強化に取り組む方針とすることです。当社の経営体制については、当社の自主性を尊重し、地域特性を踏まえた経営の自律性を確保する一方で、商品調達、物流、システム、人材育成その他の分野において、公開買付者グループの経営資源、ノウハウ及び事業機会を活用することにより、当社の更なる成長を支援するとのこと。具体的な運営体制、当社の従業員の雇用及び処遇その他の事項については、本取引後に当社と協議の上、決定する予定とのこと。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、公開買付者が当社株式 100 株を所有していることを除き、公開買付者と当社との間に資本関係はなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当いたしません。

もっとも、本取引は公開買付者及び本不応募合意株主により共同で提案されたものであるところ、本不応募合意株主は当社の筆頭株主であるとともに公開買付者を持分法適用会社としていること、当社は本不応募合意株主から当社の営業部門を所管する取締役及び社外監査役の受入れを行っていること、本不応募合意株主は公開買付者との間で本不応募合意契約を締結し、本取引が完了した後も引き続き当社の株主として残存する予定であるとのこと等を踏まえると、本不応募合意株主は本取引の成否に重要な利害関係を有すると考えられ、それゆえ本取引において一般株主にとって公正な手続を担保するには、上場規程第 441 条第 1 項、上場規程施行規則及び東京証券取引所が定める「MBO 等に係る企業行動規範」の趣旨を踏まえ、より慎重に手続を進める必要があるとの観点から、当社は、公開買付者及び本不応募合意株主から本意向表明書を受領した段階より、本取引の公正性を担保し、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、以下の措置を講じております。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、当社及び本不応募合意株主から独立した第三者算定機関であるファイナンシャル・アドバイザーの大和証券に当社株式の価値算定を依頼し、2026 年 9 月 7 日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（大和証券）」といいます。）を取得しているとのことです。

なお、大和証券は、公開買付者、当社及び本不応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、当社と比較可能な国内スーパーマーケット事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法及び当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法をそれぞれ用いて当社株式の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、公開買付者は、「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の諸要素を総合的に考慮し、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書（大和証券）によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	：	2,501 円から 2,527 円
類似会社比較法	：	1,218 円から 2,491 円
DCF 法	：	3,243 円から 4,291 円

市場株価法では、2026 年 9 月 7 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日の終値 2,501 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,524 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 2,517 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,527 円を基に、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,501 円から 2,527 円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する国内スーパーマーケット事業を営む複数の上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,218円から2,491円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した2027年3月期から2031年3月期までの5期分の当社の事業計画案における収益や投資計画、公開買付者において本デュー・ディリジェンスの結果、及び一般に公開された情報等の諸要素を基に、公開買付者で妥当と思われる数値を前提として、当社が2027年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,243円から4,291円までと算定しているとのことです。

公開買付者は、大和証券から取得した本株式価値算定書（大和証券）の算定結果に加え、公開買付者において本デュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場価格の動向、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2026年9月8日に、本公開買付価格を1株当たり3,780円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である3,780円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年9月7日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,501円に対して51.14%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間（2026年8月10日から2026年9月7日まで）の終値単純平均値2,524円に対して49.76%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間（2026年6月8日から2026年9月7日まで）の終値単純平均値2,517円に対して50.18%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間（2026年3月9日から2026年9月7日まで）の終値単純平均値2,527円に対して49.58%のプレミアムを加えた価格とのことです。

（注）大和証券は、当社の株式価値の算定に際し、当社及び公開買付者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていないとのことです。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上で大和証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としているとのことです。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。大和証券の算定は、2026年9月7日までの上記情報を反映したものとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（i）算定機関の名称並びに当社、公開買付者及び本不応募合意株主との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するため、公開買付者、本不応募合意株主及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、当社株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施し、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていることから、SMB C日興証券から本公開買付けの価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

SMB C日興証券は、公開買付者、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、SMB C日興証券の独立性に問題がないことを確認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けること

ができることを確認した上で、SMB C日興証券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。本取引に係るSMB C日興証券の報酬は、本取引の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬（固定）としており、SMB C日興証券としては、本取引の成否が不明な中において、報酬をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、当社としては、当該マイルストーン報酬は固定報酬であり、成立した本取引の公開買付価格に応じて変動するものではなく、同種の取引におけるファイナンシャル・アドバイザーに関する報酬体系の実務慣行に鑑み、当該報酬体系であることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しております。

(ii) 算定の概要

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行いました。

SMB C日興証券が上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 2,517 円から 2,527 円
類似上場会社比較法	: 2,083 円から 2,547 円
DCF法	: 2,311 円から 4,148 円

市場株価法では、2026年9月7日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,524円、過去3ヶ月間の終値単純平均値2,517円及び過去6ヶ月間の終値単純平均値2,527円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を2,517円から2,527円までと算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社として、公開買付者、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社、株式会社バローホールディングス、株式会社フジ、株式会社ブルーゾーンホールディングス、株式会社アークス、イオン九州株式会社、株式会社イズミ、株式会社平和堂、株式会社ベルク、マックスバリュ東海株式会社、イオン北海道株式会社、アクシアルリテイリング株式会社、株式会社リテールパートナーズ、株式会社オークワ、株式会社ハローズ、株式会社マミーマートホールディングス、株式会社エコス、株式会社天満屋ストアを選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算出を行い、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,083円から2,547円と算定しております。

DCF法では、当社が合理的に予測可能な期間まで作成した2027年3月期から2031年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2027年3月期第2四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,311円から4,148円までと算定しております。また、株式価値算定において現預金の全額を非事業用資産として加算しております。なお、割引率は加重平均資本コストとし、6.17%~6.83%を採用しており、資本コストの計算にあたっては、サイズリスク・プレミアムを加味しておりません。継続価値の算定にあたっては、永久成長率法及び倍率法を採用し、継続価値の現在価値の範囲を23,267百万円から38,587百万円までと算定しております。永久成長率法では、永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、0.00%~1.00%、倍率法では、倍率はEBITDA倍率を、業界各社の水準等を踏まえ、4.94倍~5.46倍としております。

SMB C日興証券がDCF法の前提とした本事業計画に基づく財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2030年3月期においては、営業利益の一定の増加を見込む一方、新規出店に係る設備投資額は概ね前年並みを見込んでいることから、フリー・キャッシュ・フローは増加する見通しです。

本事業計画は、作成時点における2027年3月期の業績見通しや、足元の事業環境を踏まえて作成しており、2024年4月に公表した当社の中期経営計画に対して、新規出店計画が未達であることから、本事業計画における2027年3月期の業績予想は、当社中期経営計画における2027年3月期時点の重要な経営指標とは異なる数値計画となっておりますが、この点も含め、当社の財務予測の内容、重要な前提及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けております。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味しておりません。なお、本事業計画には、当社が本日付で公表した「2027年3月期第2四半期（中間期）及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における2027年3月期通期の業績予想が織り込まれております。DCF法で前提とした本事業計画の数値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2027年3月期 (9ヶ月分)	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期	2031年3月期
営業収益	76,225	105,357	109,322	113,981	119,332
営業利益	1,573	2,243	2,606	2,860	3,292
E B I T D A	3,647	5,148	5,551	5,856	6,419
フリー・キャッシュ・フロー	(402)	488	444	785	715

SMB C日興証券は、当社の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、当社の経営陣がその内容を精査した上でSMB C日興証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の算定は、2026年9月7日までの上記情報を反映したものです。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者及び本不応募合意株主から本公開買付けの意向表明書を受領したことを受け、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、2026年6月23日、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任いたしました。本特別委員会においても、大江橋法律事務所の公開買付者及び本不応募合意株主からの独立性について確認を受けております。大江橋法律事務所は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を行っております。

なお、大江橋法律事務所は、公開買付者、本不応募合意株主及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。大江橋法律事務所は当社の顧問法律事務所ではあるものの、当社が大江橋法律事務所に法的助言の対価として支払った金額は、大江橋法律事務所全

体の報酬のうちわずかな割合を占める僅少な金額であり、当該報酬によって大江橋法律事務所の経営が左右されるものではないことから、大江橋法律事務所の本取引に関する法的助言の公正性に疑いを抱かせる金額ではないこと、本取引に係る大江橋法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないこと、大江橋法律事務所は当社に限らず多数の依頼者に対して法的助言を提供する外部の法律事務所であること、大江橋法律事務所は当社の顧問法律事務所の一つであり、また当社は、大江橋法律事務所の専門性等を踏まえ、外部の法律専門家から助言を受ける目的で大江橋法律事務所と法律顧問契約を締結していること等を踏まえると、法律顧問契約の存在をもって当社からの独立性は害されないものと判断しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、2026年6月23日開催の当社取締役会における決議により、加世多達也氏（当社独立社外取締役）、松村篤樹氏（当社独立社外取締役、公認会計士・税理士）及び山口敏彦氏（当社独立社外監査役、弁護士）の3名によって構成される、公開買付者、本不応募合意株主及び当社から独立した特別委員会（本特別委員会）を設置いたしました。本特別委員会の構成については、(i) 委員会として機動的かつ実質的な審議を行う観点から、委員数を3名程度とすること、(ii) 当社の業務執行の意思決定機能を有する取締役会の構成員である独立社外取締役を中心とすること、(iii) 法的な知見を有する独立社外監査役を含めることが、本諮問事項（以下に定義します。）の検討との関係でも適切であることから、上記3名を選任することが適切であると判断したものです。本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、委員による互選の結果、加世多達也氏が本特別委員会の委員長に選任されております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本取引の是非（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b) 本取引に係る取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）、(c) 本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）、(d) 上記(a)乃至(c)等を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）に応じる旨を決議することが適切かを勧告し、また、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて意見を述べ、最終的に答申書にまとめ、当社取締役会に提出すること

（以下(a)乃至(d)の事項を「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

また、本特別委員会への諮問にあたり、本取引に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引を行う旨の意思決定を行わないものとするを決議しております。

併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 当社の費用負担において、本取引に係る調査（本取引に係る当社の役職員又は本取引に係る当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家（以下「アドバイザー等」と総称します。）に対し、本特別委員会への諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。）を行う権限、(b) 本取引の取引条件等に関する交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。）、(c) 当社が選任した当社のアドバイザー等を承認（追認を含む。）する権限、及び(d) 当社の費用負担において、必要に応じ自らの外部のアドバイザー等を選任する権限をそれぞれ付与しております。これを受けて、2026年6月23日に開催された第1回の本特別委員会において、当社が選任するアドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイ

ザーとしてSMBC日興証券、リーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所をそれぞれ選任することを承認いたしました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年6月23日から2026年9月7日までの間に合計13回、その全ての委員会に委員全員が出席し、合計約16時間50分にわたって開催されたほか、会日外においても電子メール等を通じて報告・情報共有及び審議等を行い、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーについて、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認しております。また、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、SMBC日興証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、SMBC日興証券が当社株式の株式価値の算定において基礎とする当社の事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、その作成経緯及び当社の現状を把握した上で、不合理な点がないかという観点から、その策定手続及び内容について合理性を確認し、承認しております。

また、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、経営課題、本取引の意義及び目的、本取引により想定される当社のメリット・デメリット、公開買付者との協議・交渉の過程に関する事項等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、公開買付者及び本不応募合意株主から、本取引の目的・背景、本取引の条件、本取引の実行後の当社の経営方針に関する事項等について説明を受け、質疑応答を行いました。

加えて、本特別委員会は、大江橋法律事務所から本取引において公正性を担保するために取られている措置に関する説明を受け、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行いました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券から、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。

そして、本特別委員会は、当社から、公開買付者と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、公開買付者から最終的な提案を受けるに至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を当社に意見するなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行った結果、2026年9月7日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致により、本答申書を提出いたしました。本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、別添の本答申書の内容をご参照ください。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、公開買付者及び本不応募合意株主から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、2026年6月22日に公開買付者及び本不応募合意株主より、本意向表明書の提出を受けて以降、公開買付者及び本不応募合意株主から独立性の認められる当社の取締役2名（藤井秀亮氏及び上野弘樹氏）、執行役員3名及び従業員3名の総勢8名のみで構成される検討体制を構築し、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程及び事業計画の作成過程に関与しております。

また、かかる取扱いを含めて、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本日開催の取締役会において、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、大江橋法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

当該取締役会においては、当社取締役6名のうち、日笠氏を除く5名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記決議を行っております。

日笠氏は、本不応募合意株主の従業員であることから、利益相反のおそれを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、本取引に関する取締役会決議の全過程において、日笠氏は利害関係を有するものとして、その審議及び決議には参加していません。2026年6月23日開催の取締役会において本特別委員会を設置する旨の決議を行った際も、日笠氏は、当該取締役会における審議及び決議には参加していません。また、日笠氏は、当社の立場において公開買付者及び本不応募合意株主との協議及び交渉にも一切参加していません。

さらに、当社監査役3名のうち樋尾氏を除く2名が、本日開催の取締役会における上記決議について異議がない旨の意見を述べております。樋尾氏も本不応募合意株主の従業員であることから、利益相反のおそれを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、本取引に関する取締役会決議の全過程において、当該取締役会における審議には参加していません。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令上の最短期間が20営業日であるところ、40営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会、及び、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会をより確実に確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしております。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付け後に予定している本スクイズアウト手続を確実に実施するため、当社の総議決権数の3分の2以上を確保する観点から、本公開買付けにおける買付予定数の下限を4,171,200株（所有割合：49.92%）に設定しており、応募株券等の総数が当該の下限（4,171,200株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。当該買付予定数の下限である4,171,200株（所有割合：49.92%）は、基準株式数（8,355,309株）から、公開買付者が所有する当社株式100株、本不応募合意株式1,388,440株、及び本不応募合意株主の完全子会社であり、公開買付者と利害関係を有さないとはいえない三菱食品株式会社所有する当社株式140,100株を控除した数の半数に相当する株式数（3,413,335株（所有割合：40.85%））。これは、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」に相当する数にあたります。）を上回る水準となるとのことです。その結果として、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の過半数に相当する応募が得られない場合には、本公開買付けは成立しないこととなり、一般株主の意思が本公開買付けの成否に反映されることとなるとのことです。

⑨ 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済完了後速やかに、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用していないとのことです。また、(ii) 本株式併合を実施する際には、当社の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の所有する当社株式の数を乗じた額と同一となるよう設定した上で、裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定であることを明らかにしているとのことです。これらの措置により、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、本公開買付けへの応募を不当に強制する効果が生じないよう配慮しているとのことです。

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、以下の方法により、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2027 年 1 月上旬頃を予定しております。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、公開買付者及び本不応募合意株主のみが当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）の所有する当社株式について 1 株に満たない端数のみが生じるように、本株式併合の割合を決定するよう当社に要請する予定とのことです。本株式併合により 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数に相当する当社株式が当社又は公開買付者に売却され、その売却により得られる金銭が、当該端数を有する株主に対して交付されることになります。公開買付者は、当該各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた額と同一となるよう設定した上で、当社が裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定とのことです。なお、当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者による上記要請に応じる予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）は、所定の要件を満たす場合には、当社に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ、また、裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができます。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）の所有する当社株式について 1 株に満たない端数が生じることが予定されているため、本株式併合に反対する当社の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、当社と公開買付者との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における各議案に関する賛同又は議決権行使を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（５）上場廃止等となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に上記「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

上場廃止を目的とする理由及び一般株主への影響及びそれに対する考え方については、上記「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び上記「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

（６）公開買付けに係る重要な合意

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年9月8日付で、当社の筆頭株主である本不応募合意株主との間で、本不応募合意契約を締結しているとのことです。本不応募合意契約において、本不応募合意株主は、その所有する当社株式（所有株数：1,388,440株、所有割合：16.62%）の全てについて、本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。また、公開買付者は、同日付で、本不応募合意株主との間で、本株主間契約を締結しているとのことです。なお、本株主間契約における組織・運営等に関する事項や株式の譲渡等に関する事項は、本取引完了時に効力を生ずるものであり、本取引完了時における公開買付者と本不応募合意株主の当社株式の株式保有割合及び議決権割合がそれぞれ83.4%及び16.6%となることを見込まれる旨を確認しているとのことです。なお、本不応募合意契約において、本不応募合意株主による不応募義務に係る前提条件は特段定められていないとのことです。

また、本不応募合意株主は、本不応募合意契約において、本公開買付けが成立した場合には、本臨時株主総会において、本スクイーズアウト手続に関連して付議される議案に賛成の議決権を行使することを合意しているとのことです。

上記の他、本不応募合意契約においては、公開買付者及び本不応募合意株主による表明及び保証（注１、２）契約の解除・終了（注３）、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止、その他一般条項について合意しているとのことです。

（注１）本不応募合意契約において公開買付者は、大要、（i）設立及び存続の有効性、（ii）本不応募合意契約の締結及び履行に関する権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践、（iii）本不応募合意契約の強制執行可能性、（iv）法令等との抵触の不存在、（v）倒産手続等の不存在、（vi）必要な許認可等の取得、並びに（vii）反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

（注２）本不応募合意契約において本不応募合意株主は、大要、（i）設立及び存続の有効性、（ii）本不応募合意契約の締結及び履行に関する権利能力及び行為能力の存在並びに必要な手続の履践、（iii）本不応募合意契約の強制執行可能性、（iv）法令等との抵触の不存在、（v）倒産手続等の不存在、（vi）

必要な許認可等の取得、(vii) 本不応募合意株式の保有及び担保権等の不存在、並びに (viii) 反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

(注3) 本不応募合意契約は、①本不応募合意株主が当社株式を所有しなくなったとき、②本公開買付けが不成立又は撤回されたとき、③本公開買付けの決済完了から6ヶ月を経過しても、本スクイズアウトの効力が発生しないとき、④相手方について、本不応募合意契約上の重大な義務違反又は重要な表明保証違反があり、書面による催告後10営業日以内に是正されないとき等において、相手方当事者に対する書面による通知をもって解除することができるとされているとのことです。

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 公開買付け後の経営方針」、「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由」をご参照ください。

9. その他

(1) 「2027年3月期配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

当社は、本日開催の取締役会において、2027年3月期の中間配当を実施しないこと、及び、本公開買付けが成立することを条件に、2027年3月期の期末配当を実施しないことを決議いたしました。また、2026年9月30日を基準日とする株主優待を実施しないこと、及び、本公開買付けが成立することを条件に、2027年3月期より株主優待制度を廃止することを決議いたしました。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(2) 「2027年3月期第2四半期（中間期）及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

当社は、本日付で「2027年3月期第2四半期（中間期）及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(参考)

(別添) 本答申書

以 上

答 申 書

アルビス株式会社 取締役会 御中

2026 年 9 月 7 日

アルビス株式会社 特別委員会

委 員 長 加 世 多 達 也

委 員 松 村 篤 樹

委 員 山 口 敏 彦

目次

第1	本特別委員会に対する諮問事項	5
第2	本特別委員会の意見	7
第3	意見の理由及び検討内容について	8
1	本特別委員会の審議・検討内容	8
2	本取引の是非（本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかを含む。）について	10
(1)	序論	10
(2)	当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題	10
(3)	本取引により期待される効果（シナジー）	11
ア.	本取引により期待される効果（シナジー）に関する公開買付者の説明	11
イ.	本取引により期待される効果（シナジー）に関する三菱商事の説明	15
ウ.	本取引により期待される効果（シナジー）に関する当社の説明	16
エ.	評価	18
(ア)	商品力及び調達力の強化	19
(イ)	戦略的A I ／ I T投資による業務基盤の強化	19
(ウ)	M&Aを含む出店体制の強化	20
(エ)	人材交流・システム共通化を通じたノウハウの共有等	21
(4)	本取引成立後の当社の経営方針	21
(5)	本取引のデメリット及び他の代替手段の検討	22
ア.	本取引のデメリット	22
イ.	他の代替手段の検討	24
(6)	小括	26

3	本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）について	26
(1)	独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得	26
ア.	株式価値算定書の内容等	26
イ.	D C F 法の算定基礎となる本事業計画について	28
(2)	本公開買付価格について	30
(3)	交渉過程の手続の公正性	32
(4)	本取引の方法の合理性	32
(5)	小括	33
4	本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかを含む。）について	34
(1)	独立した特別委員会の設置及び審議の状況等	34
ア.	委員の構成等	34
イ.	必要な権限の付与等	35
ウ.	本特別委員会による検討状況	35
エ.	当社によるアドバイザー選任等の承認	36
(2)	独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得	38
(3)	独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得	39
(4)	独立した社内検討体制の構築等	40
(5)	当社による協議・交渉の過程	40
(6)	当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見	44
(7)	他の買付者からの買付機会を確保するための措置	45

(8)	マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定.....	45
(9)	強圧性が生じないための配慮	46
(10)	適切な情報開示.....	47
(11)	小括.....	47
5	結論.....	48
	別紙.....	49

第1 本特別委員会に対する諮問事項

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）プライム市場に上場しているアルビス株式会社（以下「当社」という。）は、株式会社ライフコーポレーション（以下「公開買付者」といい、公開買付者並びにその子会社及び関連会社を合わせて「公開買付者グループ」という。）及び当社の筆頭株主である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といい、三菱商事並びにその子会社及び関連会社を合わせて「三菱商事グループ」という。）から、当社の株主を公開買付者及び三菱商事のみとし、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を非公開化することを目的として、公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）及び公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（下記第3の2（イ）で定義する。以下同じ。）を除く。）を取得することができなかった場合に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」という。）第180条に基づき当社が行う株式併合（以下「本株式併合」という。）を通じて、当社の株主を公開買付者及び三菱商事のみとするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といい、本公開買付けと総称して、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除く。）を取得するための一連の取引を「本取引」という。）の提案を受けた。

この点、公開買付者は当社の役員ではなく、また、当社と公開買付者とは、本取引の実施に伴う必要性（当社の株主名簿の閲覧・謄写の必要性）から取得した当社株式（100株）の所有¹を除き資本関係を有しないため、本取引は、有価証券上場規程（東京証券取引所、以下「上場規程」という。）第441条第1項各号に定める取引類型には該当しない。しかし、本取引は公開買付者及び三菱商事により共同で提案

¹ 公開買付者は、当社の執行役員である豊田暁弘氏から、2026年9月1日付で、相対取引により、当社株式100株を取得している。

されたものであるところ、三菱商事は当社の筆頭株主であるとともに公開買付者を持分法適用会社としていること、当社は三菱商事から当社の営業部門を所管する取締役及び社外監査役の受入れを行っていること、三菱商事は公開買付者との間で本不応募合意契約（下記第3の2（イ）で定義する。）を締結し、本取引が完了した後も引き続き当社の株主として残存する予定であること等を踏まえると、本取引は三菱商事がその成否に重要な利害関係を有すると考えられることから、当社は、本取引において当社の一般株主にとって公正な手続を担保するには、本取引に関する当社の意思決定の過程から三菱商事の関与を排除する必要があると考えた。そこで、上場規程第441条第1項、上場規程施行規則及び東京証券取引所が定める「MBO等に係る企業行動規範」の趣旨を踏まえ、より慎重に手続を進めるとの観点から、2026年6月23日開催の取締役会において、加世多達也氏（当社独立社外取締役）、松村篤樹氏（当社独立社外取締役、あおぞら経営株式会社代表取締役、あおぞら経営税理士法人代表社員、公認会計士・税理士）及び山口敏彦氏（当社独立社外監査役、山口法律事務所、弁護士）の3名を構成員とし、公開買付者、三菱商事及び当社のいずれからも独立し、また本取引の成否からも独立した特別委員会（以下「本特別委員会」という。）を設置することを決議した。

当社が、同取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して諮問した事項（以下「本諮問事項」という。）は、以下のとおりである。

- ① 本取引の是非（本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかを含む。）
- ② 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）
- ③ 本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかを含む。）

- ④ 上記①～③等を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施（本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。）に応じる旨を決議することが適切かを勧告し、また、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて意見を述べ、最終的に答申書にまとめ、当社取締役会に提出すること

第2 本特別委員会の意見

本特別委員会は、検討の結果として、特別委員全員の一致により、本諮問事項に関して以下の意見を答申する。

- ① 本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的なものである。
- ② 本取引の取引条件（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件）は、価格決定過程において本特別委員会が価格交渉に実質的に関与し、公開買付者に対して重ねて増額を求めてきた経緯に加え、最終的に提示された公開買付価格には合理的な水準のプレミアムが付されているものと認められるうえ、当該価格は、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」という。）が算出した市場株価法及び類似上場会社比較法による評価額の上限値を大幅に上回るものであるとともに、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）による評価額レンジの中央値を大幅に上回るものであることを踏まえると、公正なものである。
- ③ 本取引においては、本取引の手続の公正性を担保するための措置が多重的に講じられていることを踏まえると、本取引に係る手続は公正なものである。

- ④ 本公開買付けを含む本取引は当社の一般株主にとって公正であり、また、当社取締役会が、本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行い、本取引の実施に応じる旨を決議することは適切である。

第3 意見の理由及び検討内容について

1 本特別委員会の審議・検討内容

本特別委員会は、本諮問事項に対する答申を行うに当たり、①以下の（ア）ないし（ク）記載の各書類及び有価証券報告書等の公表資料を含む、本特別委員会における検討のために必要と認めた書類（以下「本件書類」という。）の確認及び検討を行うとともに、②当社に対するインタビュー（当社の事業内容・業績推移、経営課題、本取引の意義及び目的、本取引により想定される当社のメリット・デメリット、公開買付者との協議・交渉の過程に関する事項等についての説明、質疑応答）及び書面による質疑応答（本取引により想定される効果（シナジー）に関する事項等に関する追加説明）、③公開買付者及び三菱商事に対するインタビュー（本取引の目的・背景（本取引に三菱商事が関与する意義等を含む。）、本取引の条件、本取引実行後の経営方針（当社の自主性・独立性、地元企業や従業員を含む当社のステークホルダーに対する影響、本取引実行後の当社及び公開買付者に対する三菱商事の関与の方針・内容等を含む。）に関する事項等についての説明、質疑応答）をそれぞれ実施し、さらに、④当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券及び当社のリーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」という。）からも、専門的な見地からの分析及び助言を受けるとともに、これらのアドバイザーとの間で必要な質疑応答を行った。

- (ア) 公開買付者及び三菱商事が 2026 年 6 月 22 日付で当社に提出した「意向表明書」(以下「本意向表明書」という。)
- (イ) 公開買付者から提出された公開買付届出書案(以下「公開買付届出書案」という。)
- (ウ) 公開買付者から提出された公開買付価格に係る各提案書
- (エ) S M B C 日興証券から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」という。)
- (オ) 本株式価値算定書による株式価値算定の基礎となった当社作成に係る事業計画(以下「本事業計画」という。)
- (カ) 本特別委員会の設置等、本取引に関する決議がなされた当社の取締役会議事録
- (キ) 本公開買付けに対する当社の意見表明報告書案(以下「意見表明報告書案」という。)
- (ク) 本公開買付けに対する当社の意見表明プレスリリース案(以下「意見表明プレスリリース案」という。)

また、本特別委員会は、別紙のとおり、2026 年 6 月 23 日から 2026 年 9 月 7 日まで合計 13 回の特別委員会を開催し、その全ての委員会に委員全員が出席し、合計約 16 時間 50 分にわたり本諮問事項に関する詳細な審議・検討を行ったほか、会日外においても、電子メール等を通じて報告、情報共有及び審議等を行った。

なお、本答申書は、本答申書作成日までに本特別委員会が受けた説明及び受領した資料が本答申書作成日現在において真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されておらず、本答申書作成日現在もこれらの内容に変更がないこと、並びにこれらの説明及び資料以外に本特別委員会の答申の内容に影響を及ぼす

可能性のある重要な事実又は情報は存在しないことを前提としている。また、本特別委員会が第三者（公開買付者及び三菱商事を含む。以下同じ。）による利用に同意したか否かにかかわらず、当社による本答申書の利用に関し、本特別委員会は、第三者に対して一切の責任を負わない。

2 本取引の是非（本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかを含む。）について

(1) 序論

本特別委員会としては、①当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題について、当社、公開買付者及び三菱商事（以下総称して「本取引関係者」という場合がある。）の認識は概ね一致しており、当該認識は合理的であること、②本取引により期待される効果（シナジー）についても本取引関係者の認識は概ね一致しているところ、上記のとおり合理的に認識されている当社の経営課題との関係で、上記効果は当該経営課題の解消につながるものと考えられること、③本取引後における当社の経営方針について、当社の自主性・独立性への配慮が期待できること、④企業価値向上の面から本取引のほかにより効果的な代替手段は特に見当たらず、また、本取引によるデメリットは、仮にそれが存在するとしても本取引によるメリットを上回るものではないことに鑑みれば、本取引は当社の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理的であると判断した。

(2) 当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題

当社の事業環境及び経営課題について、本取引関係者は、概要次のとおり述べている。すなわち、①当社の主要事業である食品スーパーマーケット事業の事業環境は、少子高齢化・人口減少のほか、人件費やエネルギーコスト、建築コスト等の増加・高止まりに加え、ディスカウントショップやドラッグストアとの業態を超えた競

争の激化により厳しい状況にあり、②このような状況下で今後も当社が持続的な成長を可能とするためには、特に中京エリアを対象としたM&A等を通じた新規出店を含む店舗数の拡大、店舗形態の多様化、商品開発・DX等を通じた売上高の増加及び収益性の拡大という課題と、コスト削減という課題の双方に早急に取り組む必要がある、というものである。このように、当社の事業環境及び経営課題に係る本取引関係者の認識は、上記の内容でおおよそ共通していると言える。

本特別委員会の委員はいずれも当社の社外役員であり、その立場を通じて当社の置かれた事業環境及び経営課題を把握しているところ、当社の事業環境及び経営課題についての本取引関係者の上記の認識は、本特別委員会の認識とも合致するものである。

したがって、本特別委員会として、当社の事業環境及び経営課題についての本取引関係者の認識自体は合理的なものとする。

(3) 本取引により期待される効果（シナジー）

ア. 本取引により期待される効果（シナジー）に関する公開買付者の説明

公開買付者からは、当社を公開買付者の連結子会社とし、かつ当社株式を非公開化することで、商品開発、調達、物流、システム及び人材面での協業施策を中長期的視点から柔軟かつ機動的に実行することが可能となり、これによって、①店舗開発機能の強化・主に中京エリアにおけるM&A等による店舗網の拡大、②商品・データの活用やネットスーパー事業の拡大等による売上・粗利の拡大、③共同調達・共同仕入によるコスト削減やプロセスセンターの運営ノウハウの共有による効率化等、④ノウハウの共有等による販促・マーケティング・決済関連の機能強化・コスト削減、⑤AI・IT活用及びシステムの統一化等による効率化・コスト削減、⑥店舗建設のノウハウの共有及び調達の共同化による効率化・コスト削減、⑦人材交流を通じたノウハ

ウ共有・人材育成、⑧ノウハウ共有・システムの共通化によるコーポレート機能の生産性・品質向上といった効果（シナジー）が見込まれるとの説明がなされた。これらの効果（シナジー）獲得に向けた取組の具体的な内容、実施時期等は、当社との協議も踏まえ今後検討を進めるとされているが、現時点では、公開買付者からは、上記①ないし⑧に関し、それぞれ次のような取組の実施を想定しているとの説明がなされている。

①店舗開発機能の強化・主に中京エリアにおけるM&A等による店舗網の拡大	・公開買付者の店舗開発に関する人材・ノウハウを、出向・人材交流を通じて当社に提供し、当社の店舗開発機能の強化を支援する。 ・北陸・中京エリアを中心に、公開買付者と当社が連携して対象案件の情報収集・検討を行い、地域における店舗網拡大の機会を追求する。
②商品・データの活用やネットスーパー事業の拡大等による売上・粗利の拡大	・公開買付者のプライベートブランド（PB）・独自商品を当社へ供給し、当社の品揃え拡充と粗利率改善を図るとともに、公開買付者が有するデータに基づく商品開発ノウハウの提供及び両社共同での商品開発を行う。 ・公開買付者の購買データ活用・個店分析のノウハウを当社に提供し、個店単位での品揃え・価格・販促の最適化とPDCAサイクルの確立を支援する。 ・市場ニーズや事業性を見極めた上で、必要に応じて、公開買付者が自社ネットスーパー及びECモー

	ル連携等で培ったネットスーパー事業運営ノウハウを当社に提供し、当社のネットスーパー事業の拡大を支援する。 ・当社の店舗展開に有益と考えられる、公開買付者が有する店舗形態（マルチフォーマット）の使い分けに関するノウハウを提供する。
③共同調達・共同仕入によるコスト削減やプロセスセンターの運営ノウハウの共有による効率化等	・公開買付者と当社が、商品・消耗品・資材等について共同で仕入・調達を行うことで、取引ボリュームの拡大を通じた取引条件の改善（原価低減）を図る。 ・公開買付者のプロセスセンターの運営ノウハウを当社と共有し、加工の効率化・品質標準化・歩留まり改善等の施策について検討する。 ・共同仕入・共同調達等を通じて調達条件の改善を図る一方、当社がこれまで築いてきた取引先や地域サプライチェーンとの関係を尊重し、取引先との対話を重ねながら、双方にとって持続可能な取引関係の構築を目指す。なお、M&Aや出店拡大による当社の事業拡大は、取引先にとっても取引量の拡大に繋がるメリットがあると考えている。
④ノウハウの共有等による販促・マーケティング・決済関連の機能	・公開買付者の顧客データ活用に基づく販促ノウハウ（対象顧客の抽出、クーポン・アプリ販促、効果測定等）を当社に提供し、販促効率の向上と費用対

強化・コスト削減	効果の改善を図る。 ・公開買付者の自社カードの知見も活用しながら、各種キャッシュレス決済の手数料率等を比較し、より効率的な決済スキームを検討することで、決済関連コストの削減や顧客接点の強化を図る。
⑤A I ・ I T活用及びシステムの統一化等による効率化・コスト削減	・公開買付者が進めるA I ／ I T活用の取組（需要予測・発注最適化・省人化・本部業務効率化等）を当社へ展開する。 ・レジ・在庫・シフト管理等の店舗システムについて、将来的な統一・共通化も含めて検討し、システムコストの低減と運用効率の向上を図る。
⑥店舗建設のノウハウの共有及び調達のコスト削減	・公開買付者の店舗建設（設計・仕様標準化・工事管理等）のノウハウを当社と共有し、什器・建設資材等について共同調達を行うことで、店舗投資に係る調達条件の改善（コスト低減）と投資効率の向上を図る。
⑦人材交流を通じたノウハウ共有・人材育成	・公開買付者と当社との間で、出向を含む双方向の人材交流を検討し、商品開発・店舗運営・データ活用・店舗開発・コーポレート等の各機能におけるノウハウの共有と人材育成を進める。 ・人材交流は、当社の地域に根ざした経営体制・雇用を尊重しつつ、双方の合意に基づき段階的に進める。

⑧ノウハウ共有・システムの共通化によるコーポレート機能の生産性・品質向上	・財務経理・人事労務・総務・法務等の間接・管理機能について、ノウハウ共有のほか、システム共通化等の可能性も含めて生産性・業務品質の向上余地を検討する。
--------------------------------------	---

また、公開買付者からは、本取引によって生じる上記の効果（シナジー）は、少子高齢化・人口減少における業態を超えた競争の激化、人件費や物流費等の上昇に対するさらなる収益性・生産性向上の必要性、P B・独自商品の開発力、データ活用及びD Xの一層の強化、並びに中京エリアを含む新規出店及びM& Aによる成長基盤の拡大という公開買付者が認識する当社の経営課題に対し、出店・M& Aによる店舗数の拡大、P B・独自商品供給や商品開発のノウハウの提供による店舗売上・粗利の拡大、共同仕入・共同購入による原価改善、データ活用・A I／I T活用による生産性向上、並びに人材交流等という形で対応するものであり、当社の企業価値向上に資するものであるとの説明がなされた。

イ. 本取引により期待される効果（シナジー）に関する三菱商事の説明

三菱商事からは、（i）公開買付者が説明している上記ア. の①ないし⑧の効果（シナジー）のうち①M& A及び⑧コーポレートの一部以外の事業面の協業については、基本的に当社及び公開買付者の連携を通じた各施策の推進を想定している、（ii）M& A検討体制やコーポレート機能の強化といった領域については三菱商事がより直接的に関与していくことを想定しており、また出向者の派遣を継続することで、各施策の実行を強力に支援する方針である、（iii）当社が中京エリアへの進出を検討するに当たり、三菱商事グループが有するネットワークやM& Aについてのノウハウ等がその後押しになると考えている、との説明がなされた。なお、三菱商事からは、将来

的には当社株式を公開買付者に譲渡する可能性はあるものの、その場合でも、三菱商事としては公開買付者の株主として当社に対する支援を継続する方針に変わりはないとの説明もなされている。

また、三菱商事は、2026 年 9 月 8 日付で、公開買付者との間で、三菱商事が所有する当社株式の全て（以下「本不応募合意株式」という。）について本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には当社の臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨等の合意を内容とする、本公開買付けへの不応募に関する契約（以下「本不応募合意契約」という。）並びに当社の組織・運営等に関する株主間契約を締結する予定であり、本取引において本公開買付けには応募せず、本取引成立後も当社株式を継続保有することになるところ、これによる当社に対するメリットとしては、公開買付者のノウハウを活用して当社の非連続的な企業価値向上を果たすに当たり、当社及び公開買付者の両社と長年の関係を有する三菱商事グループのノウハウ及び人的支援を十分に活用することができることにあるとの説明がなされた。

ウ．本取引により期待される効果（シナジー）に関する当社の説明

当社からは、本特別委員会に対し、公開買付者が掲げる本取引により期待される上記ア．①ないし⑧の効果（シナジー）について、それぞれ以下のような効果が期待できるとの説明がなされている。

①店舗開発機能の強化・主に中京エリアにおけるM&A等による	・ 出向や人材交流等を通じた、公開買付者の店舗開発に関する人材・ノウハウの活用による当社の店舗開発機能の強化。
-------------------------------	---

店舗網の拡大	・公開買付者が有するネットワークを通じたM&Aに関する情報の取得。 ・当社単独では実現が困難な規模のM&Aの実施。
②商品・データの活用 やネットスーパー事業 の拡大等による売上・ 粗利の拡大	・公開買付者のP B商品等の販売による、品揃えの拡充及び他店との差別化。 ・取引規模の拡大を通じた粗利率の改善。 ・公開買付者が有する購買データの活用や個店分析に関するノウハウの導入による、店舗の客数向上。
③共同調達・共同仕入 によるコスト削減やプ ロセスセンターの運営 ノウハウの共有による 効率化等	・商品、消耗品及び資材等の共同仕入れ・調達による、取引ボリュームの拡大を通じた取引条件の改善。 ・プロセスセンターの運営ノウハウの共有による、さらなる生産性の向上。
④ノウハウの共有等による販促・マーケティング・決済関連の機能強化・コスト削減	・販促に関するノウハウの導入による、販促効果の検証等を通じた販促コストの削減及び収益の改善。 ・各種キャッシュレス決済に係る手数料率の改善等を通じた決済関連コストの削減。
⑤A I ・ I T活用及び システムの統一化等による効率化・コスト削減	・公開買付者の取組やノウハウの共有による、より効果的なA I ・ I Tの活用。 ・システムの共通化による、システム関連コストの低減及び運用効率の向上。
⑥店舗建設のノウハウ の共有及び調達の共同	・店舗建設に係る什器及び建設資材等の共同調達による、店舗投資に係るコストの低減。

化による効率化・コスト削減	
⑦人材交流を通じたノウハウ共有・人材育成	・店舗運営、商品開発、データ分析及びコーポレート機能等に関するノウハウの共有による、人材育成の強化。
⑧ノウハウ共有・システムの共通化によるコーポレート機能の生産性・品質向上	・コーポレート機能に関するシステムの共通化等の推進による、生産性及び業務品質の向上。

また、当社からは、三菱商事が本取引成立後も当社株式を継続保有することに関し、三菱商事とはこれまでも業務資本提携契約に基づく役員及び幹部従業員の派遣等を通じた提携関係にあり、当社の企業価値向上に必要なパートナーであると認識しているところ、三菱商事が本取引成立後も当社株式を継続保有することで、三菱商事グループが有する仕入れ力に加え、三菱商事グループから得られるネットワーク、デジタルに関するノウハウ及びサービスの活用や、出向等を通じた当社の成長に必要な人材派遣を通じ、本取引により期待できる効果（シナジー）のうち、とりわけ、②商品・データの活用やネットスーパー事業の拡大等による売上・粗利の拡大、④ノウハウの共有等による販促・マーケティング・決済関連の機能強化・コスト削減及び⑦人材交流を通じたノウハウ共有・人材育成について、その効果の発生がより期待できると考えているとの説明がなされた。

エ. 評価

当社、公開買付者及び三菱商事が本取引の実施後に企図している当社の企業価値向上策は、互いに矛盾することもなく、当社を取り巻く事業環境及び当社の経営課題を前提とした具体的なものである。本取引関係者間においては、このような企業価値向上策の実施により得られる効果、換言すれば本取引の効果（シナジー）に関する認識が概ね一致しているところ、当該効果（シナジー）は、以下のとおり、当社の経営課題の解消につながることを期待でき、それゆえ本取引は、当社の企業価値向上に資するものであると考えられる。

（ア） 商品力及び調達力の強化

- 当社は、公開買付者が有する商品開発力及びプライベートブランド（P B）の商品群と、当社が地域の顧客とともに育んできた商品群を相互に活用することにより、商品ラインナップの拡充及び商品競争力の向上が期待できる。
- 当社は、物価高の継続や人件費・物流費をはじめ各種コストの上昇等、依然として厳しい経営環境下に置かれているが、公開買付者と共同で商品・消耗品・資材等について仕入・調達を行うことで、取引ボリュームの拡大を通じた取引条件の改善（原価低減）及び利益率の改善を図ることが期待できる。また、公開買付者の顧客データ活用に基づく販促ノウハウや決済システムについてのノウハウの提供を通じた販促効率の向上・コストの削減等が期待できる。
- 公開買付者の物流センター及びプロセスセンター運営のノウハウを活用することにより、生産性の向上も期待できる。

（イ） 戦略的A I ／ I T投資による業務基盤の強化

- 当社は、第四次中期経営計画において、「システム：持続的な成長に向けた業務基盤の強化」という重点施策を掲げ、取り組んでいるところ、公開買付者のレジ・在庫・シフト管理等の店舗システム及びA I ・ I T活用（購買データや個店分析による需要予測・発注最適化・省人化・本部業務効率化等）に係るノウハウを活用し、公開買付者と共同で対応することで、当社が単独でこれらの取組を推進するよりも、一層の業務効率化（システム関連コストの低減及び運用効率の向上）、生産性の向上及び客数・売上の向上が期待できる。

（ウ） M&Aを含む出店体制の強化

- 当社の商圈である北陸・中京エリアと公開買付者の商圈である首都圏・近畿圏とは地理的な重複がなく、相互に補完的な関係にあると考えられるところ、両社の店舗網及びエリア戦略を一体的に運営し、商圈特性に応じて最適な事業フォーマットを展開することにより、より広域（東名阪エリアを中心とする広域）における事業基盤の強化及び地域の顧客に対する提供価値の拡大が期待できる。
- 公開買付者の店舗開発機能・ノウハウや店舗形態の使い分けについてのノウハウを活用し、第四次中期経営計画で推進していた中京エリアへの出店機会を追求するとともに、公開買付者及び三菱商事グループが有するM&Aに関するネットワークやノウハウ、実行体制を活用し、M&Aを含む成長機会を共同で検討することが期待できる。
- 公開買付者の店舗建設についての人材・ノウハウの共有化、什器・建設資材等の共同調達を通じて、店舗投資自体に伴うコストの低減が期待できる。

(エ) 人材交流・システム共通化を通じたノウハウの共有等

- 当社及び公開買付者間の出向、三菱商事からの当社に対する出向を含む人材交流を通じたノウハウの共有や人材育成が期待できる。
- コーポレート機能に関するシステムの共通化等の推進による、生産性及び業務品質の向上が期待できる。

(4) 本取引成立後の当社の経営方針

当社からは、本取引の実施に当たり、金融機関を含む地元企業や地域住民等との関係性が本取引後も尊重されること、また、商品内容や各種の販促施策等を含む事業運営についての当社の自主性・独立性が尊重されることが重要であるとの見解が示された。

この点について、公開買付者から、①本取引後も、公開買付者は、当社の経営理念と地域に根ざした事業運営を尊重しつつ、当社と公開買付者が有する経営資源を活用することにより、両社の持続的な成長と企業価値の向上を図る方針であること、②公開買付者におけるグループ経営上は、当社を北陸・中京エリアにおける中核事業会社と位置づけ、また、本取引後も当社株式を継続保有する三菱商事との協力関係を維持しつつ、当社の店舗は引き続きその屋号を維持することを基本方針としながら、当社の持続的な成長と事業基盤の強化に取り組む方針であること、③当社の経営体制については、財務面においても人事面においても当社の自主性及び独立性を尊重し、地域特性を踏まえた経営の自由度を確保する一方で、商品調達、物流、システム、人材育成その他の分野において、公開買付者グループの経営資源、ノウハウ及び事業機会を活用することにより、当社の更なる成長を支援すること等の説明がなされた。また、三菱商事からも、北陸において当社が有しているブランドや

歴史は一番の武器であり、それを最大限尊重する意向であるとの説明がなされている。

本特別委員会としても、当社が食品スーパーマーケット事業を行う北陸地域唯一の上場会社であり、地域に根差した事業運営を行ってきたことが当社の企業価値における根源的な部分であることを踏まえると、本取引後において当社経営の自主性・独立性が尊重されることは、当社の企業価値の維持・向上にとって重要と考えるところ、公開買付者及び三菱商事の説明内容を前提とすれば、本取引後も当社の経営に対する自主性・独立性への尊重と配慮が期待できる。この点に鑑みても、本取引は当社の企業価値向上に資するものと考えられる。

(5) 本取引のデメリット及び他の代替手段の検討

ア. 本取引のデメリット

当社からは、本取引により当社株式が非公開化されることで北陸地域から食品スーパーマーケット事業を行う上場企業がなくなることは、株主や地元住民、地元企業から必ずしも歓迎されない可能性があること、また、当社の従業員においても、上場会社の従業員であることを誇りにして働く方には否定的に受け取られる可能性があるとの指摘がなされている。また、本取引のような非公開化の事案においては、一般的に、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、取引先を含む外部からの社会的信用の獲得、知名度の維持、及びこれらに基づく採用活動等による優秀な人材確保といった、上場企業であることによるメリットを享受できなくなる可能性の存在がデメリットとして指摘できる。

この点、当社によれば、本取引に関しては既存のステークホルダーに対する説明を丁寧に行う必要があると考えているとのことであり、公開買付者に対しても、当社が北陸地域にその存立基盤を置く企業であり既存のステークホルダーをないがし

ろにするやり方は受け入れられないことを説明しているとのことである。また、採用については、近時は企業の特徴や地域への貢献度、給与水準や福利厚生を含む働き方といった要素が従業員にとってはより重要となっていることや、本公開買付けにおける買付者が社会的な信用力を有する公開買付者であることを踏まえると、本取引により人材確保の面でのデメリットは特段生じないと考えているとのことである。

また、公開買付者からも、上記（４）のとおり、当社の経営体制については当社の自主性及び独立性を尊重し、地域特性を踏まえた経営の自由度を確保する等の説明がなされているほか、当社の従業員、地元企業、主要株主を含むステークホルダーに対して丁寧な説明を行う意向であること、当社株式の非公開化後も公開買付者グループを通じた資金調達が可能であること、公開買付者グループ及び当社は既に一定の社会的信用力及び事業基盤を有していることから、上記に掲げるようなデメリットは限定的であり、本取引による企業価値向上の効果はこれを上回るとの説明がなされている。なお、三菱商事からも、本取引により当社は上場廃止となるものの、公開買付者は上場会社であり、本取引後は公開買付者グループの信用力・資金調達力も活用できることから、本取引による大きなデメリットは想定しておらず、また、当社の従業員や取引先を含むステークホルダーへの説明についても十分配慮するとの説明がなされている。

この点、本取引が当社の採用や資金調達に及ぼすデメリットに関する本取引関係者の説明に、格別不合理な点は見受けられない。加えて、公開買付者及び三菱商事は、当社のステークホルダーに対する丁寧な説明を行う意向である旨を示しており、かかる説明を通じて、本取引に対する否定的な評価の緩和も期待できることも踏まえると、本取引によるデメリットは、仮にそれが存在するとしても、当社の企業価値向上に重大な支障を生じさせるものではなく、上記（３）で述べられたような本

取引により期待される効果（シナジー）、すなわち本取引によるメリットを上回るものではないと考えられる。

イ. 他の代替手段の検討

当社について、上場廃止をせずに上記（３）で述べた各効果（シナジー）を実現し得る他の取引が存在するのであれば、その事実、上場廃止を伴う本取引の合理性を減殺する要素となる。

この点、公開買付者は、（i）公開買付者が企図する商品開発、調達、物流、システム及び人材面における一体的な経営施策の実現には、全社的な連携が必要であることに加え、基幹システムの共通化、物流拠点の最適化、人材投資等について一定の投資負担や一時的な業績影響が生じ得るところ、これらの施策を中長期的な観点から機動的に実施する必要があるが、当社の上場を維持したままの資本提携等では、少数株主との利益相反や短期的な市場評価への配慮から、これらの施策の実行に一定の制約が生じ得ること、（ii）合弁等の部分的な提携では、全社的・一体的な効果（シナジー）の実現が限定的となるため、当社株式を非公開化し、資本関係を通じて一体的な経営を可能とし、中長期的視点に立った施策を柔軟かつ機動的に実行できる環境を整えることが必要であると説明している。

また、当社からも、当社が上場を維持したまま公開買付者と連携する場合、連携できる内容及びその水準が限定的なものになることに加え、上場を廃止した場合は、上場に関するコストも、その程度が多額とまでは言えないものの削減が期待できることから、本取引による効果（シナジー）を最大化するという観点からは、公開買付者とのより緊密な関係の下で各種施策を推進することが最善であるとの説明がなされている。

さらに、三菱商事は、当社の非上場化については、(i)短期的な市場評価にとらわれず、中長期的視点に立った先行投資等の機動的な実行が可能となる、(ii)機密性を要する商品・調達・データ・システム連携等をグループ一体となって制約なく取り組めるようになる、(iii)上場維持コストの削減等のメリットがあり、一方で当社の上場維持を前提とした場合には、公開買付者及び三菱商事による出資が限定的となる関係で、公開買付者によるP Bを含む商品や店舗運営ノウハウ等の中核的機能・経営資源の提供に一定の制約が生じ得るとの説明を行っている。

本取引関係者の説明は、当社の上場を維持したままでは、上記(3)で述べた効果(シナジー)を実現するための各種施策の実行に支障が生じる旨をいうものであるところ、かかる説明に特段不合理な点は見受けられない。この点を踏まえると、上場廃止をせずに上記(3)で述べた各効果(シナジー)を実現し得る他の取引の存在は想定できないものとする。

なお、本取引においては、当社が公開買付者の完全子会社とはならず、三菱商事が当社の株主として残ることが想定されている。この点、上記(3)で述べた効果(シナジー)を実現するという観点からは、当社を公開買付者の完全子会社とするという方法も一応考えられる。しかしながら、三菱商事は、本取引後の本取引関係者間における自身の役割を、三菱商事が推進するC 2 B戦略²を通じた「小売事業者への貢献」と「三菱商事グループの機能強化」が相互に循環する「貢献と強化の好循環」の創出にあると述べているところ、三菱商事が本取引成立後も当社の株主として残存することにより当社成長の果実を直接享受できる立場にあるならば、上記

² 三菱商事が掲げる、B 2 C事業とB 2 B事業の相互強化により「より良い暮らし(Smart-Life)」を創造する取組みであり、スーパーマーケットを含む小売業界との関係では、①三菱商事の出資先である各小売事業者の経営課題の解決の支援による企業価値向上への貢献、②株式会社三菱食品やエムシーディースリー株式会社、株式会社ロイヤリティマーケティング等の三菱商事グループのB 2 B事業の機能を活用した小売事業者の課題解決への貢献と、その過程での三菱商事グループのB 2 B事業自体の強化、さらにその強化された機能を小売事業者に再提供することによる継続的な価値創造、③広告やヘルスケア等のサービスも含めた価値提供の将来的な実現の3層構造を内容とするもの。

役割をより積極的に遂行することが期待でき、その意味において、三菱商事が本取引成立後も当社の株主として残存することは、当社の企業価値向上に資する面があるとも評価できる。また、そもそも三菱商事は公開買付者の主要株主かつ筆頭株主であり、公開買付者は三菱商事の持分法適用会社であるという関係性からすれば、三菱商事が本取引成立後も当社の株主として残存することが、公開買付者による当社の企業価値向上のための取組の実施に対し特段の支障を生じさせるとは考え難く、むしろ三菱商事は、公開買付者の主要株主かつ筆頭株主として、上記の取組を積極的に推奨するものと考えられる。したがって、三菱商事が本取引成立後も当社の株主として残存するとの点は、本取引の合理性を減殺するものではないと考える。

(6) 小括

当社を取り巻く事業環境及び経営課題、当社の事業における今後の見通し等につき、当社、公開買付者及び三菱商事から説明された内容は合理的であり、本取引を実施することは、上記（３）に記載の各効果（シナジー）を獲得し、当社の経営課題の克服に繋がることを期待できるものであって、本取引により想定される上記（５）ア．に記載の一定のデメリットを考慮したとしても、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められる。

以上から、本取引の目的は合理的なものであると判断した。

3 本取引の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかどうかを含む。）について

(1) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ア．株式価値算定書の内容等

当社は、公開買付者及び三菱商事並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券から本株式価値算定書を取得しているところ、本特別委員会は、本株式価値算定書において用いられた算定方法等について、SMB C日興証券から詳細な説明を受けた。

本株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法によると、2026年9月7日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日までの過去1か月間の終値単純平均値2,524円、過去3か月間の終値単純平均値2,517円及び過去6か月間の終値単純平均値2,527円を基に2,517円から2,527円、類似上場会社比較法によると、当社と類似する事業を営む上場会社として、公開買付者、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社、株式会社バローホールディングス、株式会社フジ、株式会社ブルーゾーンホールディングス、株式会社アークス、イオン九州株式会社、株式会社イズミ、株式会社平和堂、株式会社ベルク、マックスバリュ東海株式会社、イオン北海道株式会社、アクシアルリテイリング株式会社、株式会社リテールパートナーズ、株式会社オークワ、株式会社ハローズ、株式会社マミーマートホールディングス、株式会社エコス、株式会社天満屋ストアを選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて算出を行い、2,083円から2,547円、DCF法では、本事業計画及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2027年3月期第2四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、2,311円から4,148円とそれぞれ算定されている。

なお、当社は、2026年9月8日に、2027年3月期第2四半期（中間期）及び通期の連結業績予想の下方修正（以下「本下方修正」という。）を公表する予定である。本下方修正は、当社の商圈における競争環境の激化に加え、上半期に予定していた店

舗改装が建築資材の調達遅れ等の理由により計画通りに実施できなかったことや、店舗改装の遅れによる減収並びに期中における包装資材等の価格上昇及び水道光熱費の上昇の影響により、中間期における連結営業収益、連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する中間純利益が予想を下回る見込みとなり、さらに、下半期における改善の見込みを踏まえても上半期の収益性の低下を補うまでには至らない可能性があることから、中間期及び通期の業績予想を修正するものであるが、SMB C日興証券によれば、本下方修正はDCF法による当社の株式価値の算定に影響しないものではないがその影響は極めて軽微と考えられること、本下方修正の公表は、本下方修正の内容が上場規程第405条第1項、第3項及び同施行規則第407条に定める事由に該当するため同規程により義務付けられていることによるものであって本取引とは無関係に必要となること、さらに、本下方修正は本取引と同時に公表されることが予定されており、その場合は本公開買付価格（以下（2）で定義する。）の評価期間の市場株価に影響し得ないことからすると、本下方修正及びその公表は、意図的に当社株式の市場株価を下げる目的でなされるものではないと考えられる。

本特別委員会は、SMB C日興証券に対して、評価手法の選択、市場株価法における市場株価・出来高についての分析、類似上場会社比較法における比較対象やその財務指標等、DCF法における算定の基礎となる本事業計画、本事業計画を基礎とした財務予測、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行い、その算定結果の差異について検討した結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

イ．DCF法の算定基礎となる本事業計画について

DCF法による算定の前提となっている当社の財務予測は、2027年3月期から2031年3月期までの5期間を対象期間とする本事業計画に基づくものであるところ、

当社からは、本事業計画は、①当社が本取引の検討開始後に、SMB C日興証券による株式価値算定の基礎資料とすることを目的として、本取引の検討開始前である2024年4月に公表された第四次中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）及び過年度の実績を基に作成したものであること、②本事業計画の作成に当たり、営業収益については既存店の伸長及び新店の出店による営業収益の増加等を織り込んでおり、経費面については売上高に連動する経費科目と今後の事業成長に必要な経費科目に区分して検討していること、③本事業計画の作成時点における2027年3月期の業績見通しや足元の事業環境を踏まえて作成しているところ、当社の第四次中期経営計画に対して新規出店計画が未達であることから、本事業計画における2027年3月期の業績予想は同中期経営計画における2027年3月期時点の重要な経営指標と異なる数値計画となっていること、④藤井秀亮取締役常務執行役員管理本部長が中心となり、各執行役員（三菱商事の従業員である日笠亮取締役執行役員（以下「日笠氏」という。）を除く。）との議論を重ねた上で作成され、2026年7月7日付経営会議（当社の全執行役員及び常勤監査役が出席（但し、日笠氏は審議及び決議に参加していない。））において承認されていること、⑤本事業計画に基づく2030年3月期の財務予測では営業利益の一定の増加を見込む一方、新規出店に係る設備投資額は概ね前年並みを見込んでいることから、フリー・キャッシュ・フローが増加する見通しであること、⑥本下方修正は2027年3月期の業績予想を修正するものである一方で、2028年3月期以降の業績には影響しないと考えていること、及び⑦本事業計画の作成に当たり、公開買付者又は三菱商事と利害関係を有するものが関与した事実はないこと等が説明された。

この点、本事業計画は公開買付者又は三菱商事と利害関係を有しない役職員によって作成されていることからすると、本事業計画の作成過程において不合理な点は見受けられない。

また、本事業計画は、本取引の検討開始前に公表された第四次中期経営計画の数値（2025年3月期から2026年3月期までは実績値、2027年3月期については予測値）を基礎として、2028年3月期から2031年3月期までの4期間については、過年度における当社の実績（新規開店の実績、既存店舗の改装に伴う売上増加の実績、人件費率の実績等）を踏まえた算定がなされており、結論として、人件費を含む販管費が年々増加すること及び本下方修正による2027年3月期の業績予測値の修正等を踏まえた財務予想を前提としても、上記4期間における連結営業収益、連結営業利益、連結経常利益及び連結当期純利益は、いずれの年度においても前年度を上回る試算がなされている。かかる算定結果について、本特別委員会は、SMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、当社との間で質疑応答を行った上で検証を行ったが、当該算定に当たり、当社の株式価値評価を押し下げるための意図的な抑制（本事業計画を過度に保守的な見積りに基づき作成することを含む。）が行われたとは認められない。

以上の点から、本事業計画はその作成過程及び内容において不合理な点は見受けられず、このような本事業計画を株式価値算定のために利用することには合理性が認められる。

(2) 本公開買付価格について

本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」という。3,780円）は、本株式価値算定書による市場株価法及び類似上場会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限額（それぞれ2,527円及び2,547円）を大幅に上回るものである。また、本株式価値算定書によるDCF法による算定結果のレンジの中央値(3,229.5円)を大幅に上回る金額であることが認められる。

加えて、本公開買付価格（3,780 円）は、本公開買付けの公表予定日の前営業日である 2026 年 9 月 7 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値の 2,501 円に対して 51.14%、同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値 2,524 円に対して 49.76%、同日までの過去 3 か月間の終値単純平均値 2,517 円に対して 50.18%、同日までの過去 6 か月間の終値単純平均値 2,527 円に対して 49.58%である。

また、経済産業省の 2019 年 6 月 28 日付「公正な M&A の在り方に関する指針」（以下「公正 M&A 指針」という。）の公表後、2026 年 6 月 12 日までに公表された、本取引に類似すると言える株式の非公開化を目的とした公開買付けの事例（対象者の完全子会社化を企図した事例のうち、公表前営業日時点での買付者の特別関係者を含む所有割合が 20%未満の事例（但し、マネジメント・バイアウトに該当する事例、投資法人（REIT）を対象会社とする事例を除く。）88 件におけるプレミアム水準（公表日の前営業日の終値、公表前 1 か月間、公表前 3 か月間、及び公表前 6 か月間の終値単純平均値それぞれからのプレミアム水準（それぞれ 47.77%、50.26%、51.08%、及び 53.62%）と比較して、本公開買付価格のプレミアム水準は相当程度プレミアムが付いていると評価できる。

以上の点を踏まえると、本公開買付価格は、合理的な水準のプレミアムが付されているものであり、妥当な価格であると認められる。

なお、本公開買付価格（3,780 円）は、当社の 2026 年 6 月 30 日時点の連結簿価純資産額である 33,098 百万円を、当社が所有する自己株式控除後の発行済株式数（8,355,309 株）で割ることにより算出した 1 株当たり簿価純資産額（3,961.32 円）を約 5%下回っている。もっとも、簿価純資産額は将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において 1 株当たり簿価純資産額を重視することは合理的ではないと考えられる。また、簿価純資産額はそもそも清算価値を示すものではないうえ、仮に当社を清算とした場合には、清算に伴い、棚卸資

産の早期売却による減額、店舗建物やプロセスセンターの解体費用・土壌汚染調査費用等、土地及び建物にかかる賃貸借契約等の契約関係の解消に伴う原状回復費用・違約金等、従業員の割増退職金、弁護士等の専門家費用といった損失や追加コストの発生が相当程度見込まれるのであり、この点にも鑑みると、当社の清算価値は現実的には簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定される（なお、当社においては、実際に清算を予定しているわけではないため、清算を前提とする各種コストの見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格と、具体的な見積もりを経て積算された清算コスト等を勘案して算出される、想定 of 清算価値との比較検討までは行われていない。）。したがって、本公開買付価格（3,780 円）は、当社の 1 株当たり簿価純資産額を下回っていることをもってその合理性が否定されることにはならないと考える。

(3) 交渉過程の手続の公正性

下記「4 本取引の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかを含む。）について」のとおり、本公開買付けを含む本取引に至る交渉過程の手続は、価格決定過程において本特別委員会が価格交渉に実質的に関与していることを含め、取引条件の公正さを担保するための措置が多重的に講じられていると認められ、公正なものであると判断しているところ、本公開買付価格（3,780 円）は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものである。

(4) 本取引の方法の合理性

本取引は、公開買付者による現金を対価とする本公開買付け及びその後の本株式併合による本スクイズアウト手続の実施による二段階買収という方法が予定されている。

一段階目として公開買付けを行い、二段階目として株式併合を行うという方法は、上場会社の非公開化の事案において一般的に採用されている方法であり、かつ、裁判所に対する株式買取請求後の価格決定の申立てが可能である。

また、本公開買付けに応募しなかった一般株主には、本公開買付けの後に実施される予定の本株式併合において、最終的に金銭が交付されることになるところ、公開買付者は、本株式併合を実施する際に当社の株主（公開買付者、三菱商事及び当社を除く。）に対価として交付される金銭の額を、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた額と同一となるよう設定し、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定であり、またその旨が公開買付届出書等を通じて一般株主に公表される予定である。したがって、本取引の方法は、本取引と類似の事例において採用される一般的な手法であること、一般株主が買取対価について異議を述べる機会も確保されていること等から、合理性が認められる。

(5) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において慎重に協議及び検討した結果、価格決定過程において本特別委員会が価格交渉に実質的に関与し、公開買付者に対して重ねて増額を求めてきた経緯に加え、最終的に提示された公開買付価格には合理的な水準のプレミアムが付されているものと認められるうえ、当該価格は、SMB C日興証券が算出した市場株価法及び類似上場会社比較法による評価額の上限値を大幅に上回るものであるとともに、DCF法による評価額レンジの中央値を大幅に上回るものであることを踏まえると本取引の取引条件（買取対価の水準、買取の方法及び買取対価の種類その他の取引の条件）は、公正なものであると判断した。

4 本取引の手續の公正性（取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているかどうかを含む。）について

(1) 独立した特別委員会の設置及び審議の状況等

当社は、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として、2026年6月23日開催の当社取締役会における決議により、本特別委員会を設置しているところ、以下で述べるとおり、本特別委員会は、専門的な知見等を有する委員で構成されており、当該委員は本取引関係者及び本取引自体からの独立性を有していること、本特別委員会に対しては、本特別委員会による本取引への実質的な関与を可能とする権限が付与されており、実際にも、当社によるアドバイザーの選任等に対する承認も含め、本特別委員会は、速やかな検討着手の上で本取引への実質的な関与を行っている。

以上からすれば、本特別委員会の設置等の事実は、本取引の手續の公正性を担保するものと言える。

ア. 委員の構成等

委員による互選により本特別委員会の委員長に選任された加世多達也氏は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を、委員である松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として税務、財務及び会計に関する専門的な知見と豊富な経験を、委員である山口敏彦氏は、弁護士として法的な専門知識と豊富な経験をそれぞれ有している。また、これらの委員3名は、いずれも、公開買付者及び三菱商事との間で特別の利害関係を有していないこと、並びに、当社においては独立役員を務めていることに鑑みれば、本特別委員会は、公開買付者、三菱商事及び当社のいずれからも独立している。

加えて、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておらず、それゆえ本特別委員会は、本取引の成否からも独立している。

イ. 必要な権限の付与等

本特別委員会が本諮問事項を検討するにあたっては、本取引への実質的な関与を可能とする権限の付与が必要と考えられるところ、当社は、本特別委員会に対し、本特別委員会による本取引への実質的な関与を可能とする以下の各権限を付与している。

- ① 当社の費用負担において、本取引に係る調査（本取引に係る当社の役職員又は本取引に係る当社の外部アドバイザーに対し、特別委員会への諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。）を行う権限
- ② 本取引の取引条件等に関する交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、公開買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら公開買付者と交渉を行うことを含む。）
- ③ 当社が選任した当社の外部アドバイザーを承認（追認を含む。）する権限
- ④ 当社の費用負担において、必要に応じ自らの外部アドバイザーを選任する権限

なお、当社は、本特別委員会への諮問に当たり、本取引に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本取引を行う旨の意思決定を行わないものとすることも決議している。

ウ. 本特別委員会による検討状況

本特別委員会は、公開買付者及び三菱商事から当社に対して本意向表明書が提出された日の翌日である 2026 年 6 月 23 日に設置され、同日に第 1 回の特別委員会が開催されている。このように、本取引においては、独立した本特別委員会による早期の検討着手がなされている。

また、本特別委員会は、2026 年 6 月 23 日から 2026 年 9 月 7 日までの間に合計 13 回（合計約 16 時間 50 分）にわたって開催されたほか、会日外においても電子メール等を通じて報告・情報共有及び審議等を行い、本諮問事項に関し、慎重に検討を行っている。

具体的には、①下記エで述べる、当社によるアドバイザーの選任に対する承認（追認）及び本取引に関する当社の社内検討体制の承認、②本件書類の確認及び検討、③本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受けた上での、SMB C 日興証券による財務的見地からの助言を踏まえた本事業計画の策定手続及び内容の合理性の確認及び承認、④当社、公開買付者及び三菱商事に対するインタビュー、⑤大江橋法律事務所からの説明及び質疑応答を踏まえた、本取引における公正性担保措置の検討、⑥当社株式の株式価値の算定の方法及び内容に関する SMB C 日興証券からの説明及び質疑応答を踏まえた、当該算定結果の合理性の検討、⑦公開買付者と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等に関する当社の報告を踏まえた、公開買付者から最終的な提案を受けるに至るまでの公開買付者に対する本公開買付価格の増額要請等に関する協議、当社に対する意見の提出等による交渉過程への実質的な関与を行っている。

エ. 当社によるアドバイザー選任等の承認

当社は、2026 年 6 月 23 日、公開買付者、三菱商事及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として SMB C 日興証券を、リーガル・

アドバイザーとして大江橋法律事務所を、それぞれ選任しているところ、本特別委員会は、それぞれのアドバイザーの独立性について確認した上で、当社による上記の各アドバイザーの選任を承認している。

なお、本特別委員会に対しては、当社の費用負担において必要に応じ自らの外部アドバイザーを選任する権限が付与されていることを踏まえ、本特別委員会では、本特別委員会独自のアドバイザーの要否についても検討している。その結果、①SMB C日興証券については、SMB C日興証券の本取引に関する独立性に問題がなく、また、SMB C日興証券は、専門知識と豊富な経験・ノウハウを駆使して会社の実態に即した株式価値評価を行い、公開買付者との価格交渉等に寄与するサービスについて豊富な経験があり、高い専門性を有していると認められること、②大江橋法律事務所については、大江橋法律事務所の本取引に関する独立性に問題がなく、また、大江橋法律事務所は本公開買付けと類似のM&A案件について豊富な経験があり、高い専門性を有していると認められること、③本特別委員会は、上記①及び②に加え、各アドバイザーは本取引関係者及び本取引と利益相反関係にないことから、当該各アドバイザーを信頼して専門的助言を求めることができると判断した上で当社による当該各アドバイザーの選任を承認していることに鑑みて、本特別委員会独自のアドバイザーは起用しないこととしている。

さらに、当社は、2026年6月22日に公開買付者及び三菱商事から本意向表明書の提出を受けて以降、当社の取締役2名（藤井秀亮氏及び上野弘樹氏）、執行役員3名及び従業員3名の総勢8名のみで構成される検討体制を構築しているところ、本特別委員会は、かかる検討体制の構築についても承認を行っている。

(2) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、SMB C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書を取得している。

この点、SMB C日興証券は、公開買付者、三菱商事及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係るSMB C日興証券の報酬は、本取引の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬（固定）としており、SMB C日興証券としては、本取引の成否が不明な中において、報酬をマイルストーン報酬とする方が当社の金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことである。この点、当社としては、当該マイルストーン報酬は固定報酬であり、成立した本取引の公開買付価格に応じて変動するものではなく、同種の取引におけるファイナンシャル・アドバイザーに関する報酬体系の実務慣行に鑑み、当該報酬体系であることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しているところ、本特別委員会としても当該判断は妥当と考える。

したがって、本取引においては、独立した第三者算定機関から当社株式の価値に関する意見が取得されていると言え、この事実も、本取引の手続の公正性を担保するものと言える。

なお、本取引では、本公開買付けの価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得されていない。しかしながら、公正M&A指針においても、フェアネス・オピニオンの取得の要否については、対象会社の取締役会や特別委員会において、個別のM&Aにおける具体的状況を踏まえて判断することが適当とされているところ、本取引が上場規程第441条第1項各号に定める取引類型には該当しないこと、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得がなされていること等に鑑みれ

ば、本取引においてフェアネス・オピニオンの取得がなされていないとの点は、本取引の手続の公正性を阻害するものではないと考える。

(3) 独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、大江橋法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任している。

この点、大江橋法律事務所は、公開買付者、三菱商事及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。なお、大江橋法律事務所は当社の顧問法律事務所ではあるものの、当社が大江橋法律事務所に法的助言の対価として支払った金額は、大江橋法律事務所全体の報酬のうちわずかな割合を占める僅少な金額であり、当該報酬によって大江橋法律事務所の経営が左右されるものではないことから、大江橋法律事務所の本取引に関する法的助言の公正性に疑いを抱かせる金額ではないこと、本取引に係る大江橋法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないこと、大江橋法律事務所は当社に限らず多数の依頼者に対して法的助言を提供する外部の法律事務所であること、大江橋法律事務所は当社の顧問法律事務所の一つであり、また当社は、大江橋法律事務所の専門性等を踏まえ、外部の法律専門家から助言を受ける目的で大江橋法律事務所と法律顧問契約を締結していること等を踏まえると、当社としては、法律顧問契約の存在をもって大江橋法律事務所の当社からの独立性は害されないものと判断しているところ、本特別委員会としても当該判断は妥当と考える。

当社は、かように独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けており、この事実も、本取引の手続の公正性を担保するものと言える。

(4) 独立した社内検討体制の構築等

当社は、公開買付者及び三菱商事から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築している。具体的には、2026年6月22日に公開買付者及び三菱商事から本意向表明書の提出を受けて以降、公開買付者及び三菱商事から独立性の認められる当社の取締役2名（藤井秀亮氏及び上野弘樹氏）、執行役員3名及び従業員3名の総勢8名のみで構成される検討体制を構築し、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程及び事業計画の作成過程に関与している。

また、当社取締役6名のうち日笠氏は三菱商事の従業員であり、また、当社の社外監査役である樋尾亜佐子氏（以下「樋尾氏」という。）も三菱商事の従業員であるところ、日笠氏及び樋尾氏は本取引に係る取引条件に関する交渉に関与しておらず、また、株式価値算定の基礎となる事業計画の作成過程にも関与していない。

以上で述べた、独立した社内検討体制構築等の事実も、本取引の手續の公正性を担保するものと言える。

(5) 当社による協議・交渉の過程

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。具体的な交渉経過は以下のとおりである。

- ① 2026年8月10日、当社は、公開買付者より、当社が2027年3月期の中間配当及び期末配当を無配とすることを前提として、本公開買付けにおける公開

買付価格を、当社株式1株当たり3,330円とすることを含む本取引の諸条件に関する提案を受けた。

- ② これに対し、当社は、本特別委員会の承認を得た上で、2026年8月13日、公開買付者に対し、当該提案価格は、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、提案価格の再考を要請した。
- ③ 2026年8月17日、当社は、公開買付者より、本公開買付価格を3,530円とする再提案を受けた。
- ④ これに対し、当社は、本特別委員会の承認を得た上で、2026年8月19日、公開買付者に対し、当該提案価格は依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、提案価格の引上げを検討するよう要請した。
- ⑤ 2026年8月25日、当社は、公開買付者より、本公開買付価格を3,680円とする再提案を受けた。
- ⑥ これに対し、当社は、本特別委員会の承認を得た上で、2026年8月26日、公開買付者に対し、当該提案価格は、SMB C日興証券による当社の株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（今回の提案価格のプレミアムが当該実例における中央値や平均値を下回っていること）、及び今回の提案価格に対するPBR水準等を総合的に勘案した結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み未だ受け入れられない水準であるとして、提案価格の引上げを検討するよう要請した。

- ⑦ 2026年9月1日、当社は、公開買付者より、本公開買付価格を3,760円とする再提案を受けた。
- ⑧ これに対し、当社は、本特別委員会の承認を得た上で、2026年9月2日、公開買付者に対し、当該提案価格は、SMB C日興証券による当社の株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（今回の提案価格のプレミアムが当該実例における中央値や平均値を引き続き下回っていること）、及び今回の提案価格に対するP B R水準等を総合的に勘案した結果、依然として当社の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み受け入れられない水準であるとして、提案価格の引上げを検討するよう要請した。
- ⑨ 2026年9月4日、当社は、公開買付者より、最終提示価格として、本公開買付価格を3,780円とする再提案を受けた。
- ⑩ これに対し、当社は、本特別委員会の承認を得た上で、2026年9月4日、公開買付者に対し、当該提案価格は、SMB C日興証券による当社の株式価値の試算結果、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値や当社ビジネスの将来見通し、過去の類似する取引において付与されたプレミアムの実例（今回の提案価格のプレミアムが当該実例における中央値に近い水準であること）、及び今回の提案価格に対するP B R水準等を総合的に勘案した結果、当社の企業価値及び一般株主の利益保護に対して一定程度配慮した水準であると評価できるものの、改めて企業価値及び一般株主の利益保護に対して最大限配慮を求めるものとして、提案価格の再考を要請した。
- ⑪ 2026年9月7日、当社は、公開買付者より、最終提示価格として、本公開買付価格を改めて3,780円とする再提案を受けた。

⑫ 最終提示価格は、当該提案を受けた 2026 年 9 月 7 日時点の東京証券取引所プライム市場における当社株式の株価終値 2,501 円に対して 51.14%のプレミアム、同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値 2,524 円に対して 49.76%のプレミアム、同日までの過去 3 か月間の終値単純平均値 2,517 円に対して 50.18%のプレミアム、同日までの過去 6 か月間の終値単純平均値 2,527 円に対して 49.58%のプレミアムが付された金額となっており、過去の類似事例におけるプレミアム水準と比べても相当程度プレミアムが付されていると考えたこと、及び DCF 法による算定結果のレンジの中央値 (3,229.5 円) を大幅に上回る金額であったことから、当社は、2026 年 9 月 7 日、本特別委員会の承認を得た上で、当該時点における当社の考えとして、当該提案価格は一般株主保護の観点でも妥当な水準にあると考えられるとして、本公開買付価格を 3,780 円とすることをもって本公開買付けに対する賛同及び応募推奨意見を表明する方向で調整を図る旨を回答した。

以上の交渉経過において、本特別委員会は、公開買付者からの上記①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪の各価格提案の都度委員会を開催し、当社及びSMB C日興証券から各提案内容の詳細について説明を受けた上で、SMB C日興証券による当社の株式価値の試算結果、各提案価格のプレミアム水準、過去の類似事例におけるプレミアム水準並びに各アドバイザーからの助言等を踏まえ、各提案に対する回答の内容・方法等について、本公開買付価格を一般株主にとってできる限り有利な価格とするための意見を述べるとともに、当該意見が反映された回答の内容・方法等を承認することにより、価格交渉に実質的に関与した。さらに、当社は、上記のとおり本特別委員会の承認を得た内容・方法等に従って、各価格提案に対する回答を行った。

具体的には、当社はSMB C日興証券を窓口として、本特別委員会が承認した回答書の提示を含む価格交渉を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社を介して実施し、当社と公開買付者の交渉の結果として、1株当たり3,780円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり3,330円とする公開買付者の当初の提案より、計4回、総額450円（当初提案からの引上げ率13.51%。小数点以下第三位を四捨五入。）の価格の引上げを受けている。このように、価格決定の過程に特別委員会が実質的に関与し、その結果、上記のような価格引上げの結果が得られたという事実も、本取引の手續の公正性を裏付けるものである。

(6) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役6名のうち日笠氏は三菱商事の従業員であり、また、当社の社外監査役である樋尾氏も三菱商事の従業員である。当社においては、以上の事実を踏まえ、本意向表明書の提出後からこれまでになされた取締役会決議（本特別委員会の設置に関する決議を含む。）につき、利益相反のおそれを回避し本取引の公正性を担保する観点から、日笠氏を当該決議に係る審議及び当該決議に参加させず、樋尾氏も同様に、当該決議に係る審議には参加させていない。また、2026年9月8日に開催予定の、本公開買付けに対する意見等についての取締役会決議についても、日笠氏はその審議及び決議に参加させず、樋尾氏も当該審議に参加させない予定とのことである。

以上のとおり、当社においては、本取引に関連する取締役会決議がなされるに当たり、利益相反のおそれを回避するための措置が講じられており、この事実も、本取引の手續の公正性を担保するものと言える。

(7) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は 20 営業日であるところ、本取引において公開買付者は、公開買付期間を 40 営業日とし、公開買付期間を本取引と類似する取引において一般的に設定される期間よりもさらに長期に設定することにより、当社の株主に対して本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保している。また、公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていない。

以上の事実に鑑みれば、本取引においては、本公開買付けの公表後に対抗的な買付け等の実施が可能な環境を構築するという、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されているものと評価でき、この事実も、本取引の手続の公正性を担保するものと言える。

なお、本取引においては、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する積極的なマーケット・チェックは行われていない。しかしながら、公正M&A指針でも指摘されているとおり、M&Aに対する阻害効果や情報管理上の懸念があり得ることに加え、本取引が上場規程第 441 条第 1 項各号に定める取引類型には該当しないこと、本取引においてはその他の公正性担保措置が十分に講じられていること等に鑑みると、積極的なマーケット・チェックの不実施という事実をもって、本取引の手続の公正性が阻害されるものではないと考える。

(8) マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付け後に予定している本スクイズアウト手続を確実に実施するため、当社の総議決権数の 3 分の 2 以上を確保する観点から、本公開買付け

における買付予定数の下限を 4,171,200 株（所有割合：49.92%）に設定しており、応募株券等の合計が買付予定数の下限（4,171,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとしている。当該買付予定数の下限である 4,171,200 株（所有割合：49.92%）は、当社が 2026 年 7 月 31 日に公表した「2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2026 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（9,255,926 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（900,617 株）を控除し、さらに、公開買付者が所有する当社株式（100 株）、本不应募合意株式（1,388,440 株）及び三菱商事の完全子会社であり、公開買付者と利害関係を有さないとはいえない三菱食品株式会社が所有する当社株式（140,100 株）を控除した数（6,826,669 株）の半数に相当する株式数（3,413,335 株（所有割合：40.85%））を上回るものとなっており、このような下限設定がなされているために、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない当社株主の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を実施することはできないことになる。このような下限の設定は公開買付届出書等を通じて公表される予定であり、これによって本公開買付けは、公正M&A指針というマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を上回る買付予定数の下限が設定されていることとなり、かかる条件の設定により、当社の一般株主の判断機会がより重視される内容となっている。

以上述べたマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を上回る買付予定数の下限の設定という事実も、本取引の手續の公正性を担保するものと言える。

(9) 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、①本公開買付けの決済完了後速やかに、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社の株主に対して株式買取

請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用していないこと、②本株式併合を実施する際に、当社の株主（公開買付者、三菱商事及び当社を除く。）に対価として交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主の所有する当社株式の数を乗じた額と同一となるよう設定した上で、裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定であるとしており、上記①及び②の措置が実施されることについては、公開買付届出書等を通じて一般株主に公表されることになる。

上記①及び②の措置の実施及びその公表は、本公開買付けによっていわゆる強圧性を生じさせず、もって当社の一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保しようとするものと言える。このような、強圧性に対する配慮がなされている事実も、本取引の手續の公正性を担保するものと言える。

(10) 適切な情報開示

本特別委員会は、意見表明報告書案及び意見表明プレスリリース案並びに公開買付届出書案について、SMB C日興証券及び大江橋法律事務所からの助言を受けつつ、その内容を確認した。これらの書類においては、本株式価値算定書の概要、本特別委員会における検討経緯や公開買付者との取引条件の交渉過程への関与状況、答申書の内容等について充実した記載がなされており、この点に鑑みれば、当該書類を通じた一般株主に対する情報開示は適切かつ十分になされることが見込まれると言える。

(11) 小括

以上のとおり、本取引においては、本取引の手續の公正性を担保するための措置が多重的に講じられていると認められる。したがって本特別委員会は、本取引に係る手續は公正なものであると判断した。

5 結論

上記 2 ないし 4 等を踏まえ、当社取締役会が本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行い、本取引の実施に応じる旨を決議することが適切か、また、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて慎重に検討した結果、本取引は当社の一般株主にとって公正なものであり、また、当社取締役会が本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を行い、本取引の実施に応じる旨を決議することは適切であると判断するに至った。

以上

特別委員会の実施概要

回	開催日程・場所	主な検討事項等
第1回	2026/6/23（火）13:42～14:34 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 特別委員会の意義等の説明 ■ 特別委員会への諮問事項の確認 ■ 特別委員会の委員長の選定 ■ 当社のアドバイザーの承認（追認） ■ 当社アドバイザーへの専門的助言の要請 ■ 当社の社内検討体制の確認 ■ 意向表明書の確認 ■ 今後のスケジュールの確認
第2回	2026/7/1（水）13:00～14:16 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 当社の事業計画（現状版）の説明 ■ 当社に対する質問事項の検討
第3回	2026/7/8（水）13:00～14:34 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 当社に対する質問事項（事業計画等に関する質問追加版）の確認 ■ 公開買付者に対する質問事項の検討 ■ 三菱商事に対する質問事項の検討 ■ 公正性担保措置に関する初期的な検討 ■ 当社の事業計画（修正版）の説明・承認
第4回	2026/7/13（月）13:00～14:45 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 特別委員会による当社へのインタビュー
第5回	2026/7/22（水）9:50～10:55 @ANA クラウンプラザホテル富山（孔雀）及びWebにより開催	■ 特別委員会による公開買付者へのインタビューの実施
第6回	2026/7/30（木）13:00～14:08 @ANA クラウンプラザホテル富山（朱鷺）及びWebにより開催	■ 特別委員会による三菱商事へのインタビューの実施
第7回	2026/8/5（水）13:00～13:59 @当社本社会議室及びWeb会議	■ SMBC 日興証券による株式価値算定の中間報告
第8回	2026/8/13（木）13:00～14:11 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 公開買付者からの価格提案内容の確認・返答内容の協議 ■ 答申書ドラフトの内容の確認 ■ 当社の事業計画（修正版）の説明・承認

回	開催日程・場所	主な検討事項等
第9回	2026/8/19（水）13:00～13:41 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 公開買付者からの価格提案内容の確認・返答内容の協議 ■ 答申書ドラフトの内容の確認
第10回	2026/8/26（水）14:00～15:23 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 公開買付者からの価格提案内容の確認・返答内容の協議 ■ 意見表明プレスの内容の確認 ■ 答申書ドラフトの内容の確認
第11回	2026/9/2（水）13:00～14:22 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 公開買付者からの価格提案内容の確認・返答内容の協議 ■ 2027年3月期の業績予想の下方修正に関する当社からの情報共有 ■ 答申書ドラフトの内容の確認 ■ 意見表明プレスの内容の確認
第12回	2026/9/4（金）14:00～15:07 @当社本社会議室及びWeb会議	■ 公開買付者からの価格提案内容の確認・返答内容の協議 ■ 答申書ドラフトの内容の確認 ■ 意見表明プレスの内容の確認
第13回	2026/9/7（月）16:00～18:27 @当社本社会議室及びWeb会議	■ SMBC日興証券による株式価値算定の最終報告 ■ 公開買付者からの価格提案内容の確認・返答内容の協議 ■ 意見表明報告書及び意見表明プレス並びに公開買付届出書の内容確認 ■ 答申内容の承認 ■ 答申書の承認